

「『高速増殖原型炉もんじゅ』の安全性調査 検討報告書（案） - 県民意見を踏まえて - 」 に寄せられた意見集

（募集期間：平成 15 年 9 月 29 日～10 月 28 日）

（計 73 名：県内 25 名、県外 48 名）

< 意見の中の下線箇所について >

（ _____ : 「主な意見」として **資料 2** に掲載）

（ : それ以前の意見と重複する類似の意見）

もんじゅ安全性調査検討専門委員会

平成 15 年 11 月 10 日

（受付順、原文のまま掲載）

No. 1 (電子メール)

住所：新潟県柏崎市

(内容)

もんじゅ再開を断念して下さい！これ以上プルトニウムや生命を弄ばないで下さい。

あなたたちが高速増殖炉に執着するなら、早晚プルトニウムなどを福井県下はもとより、全世界にばら撒き多くの生命を損なうことを、その危険性を真剣に想像し恐れて下さい。

プルトニウムの半減期程度は先のことまで想像してみてください。

No. 2 (電子メール)

住所：福井県敦賀市

(内容)

「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」の報告書案について、そのご労苦に感謝を申し上げます。福井県民の視点に立って、調査検討いただいた成果を信頼し、立地した施設が、一日も早く活用され、わが国のエネルギーの将来に、貢献できますよう、祈念します。

わが福井県は、15基の原子力発電所を設置して、エネルギー政策に貢献してまいりましたが、その歴史は、沸騰水型、加圧水型の軽水炉。重水炉の「ふげん」。それぞれの型式の違いの原子炉が重大事故もなく住民との共生のなかで、業績を上げており不安感や、危険意識も運転実績で、払拭してきたと感じています。「もんじゅ」についても研究炉として、国が責任ある立場で、県民に説明責任を果たしたと思いますし、さらに、今回のもんじゅ安全性調査検討専門委員会の結果を評価したいと思っています。

しかし、原子力事業者、研究機関の従事者が計画建設時代から運開に至る苦労を知らない今日の第三世代となり、住民との距離感が感じられるような印象があります。常に、真摯な態度で取り組まれ、ヒューマンエラーに結びつくことのないことを、強く念願するものです。

No. 3 (郵送)
住所：大阪府守口市

(内容)

(1)

「もんじゅ」安全性調査委員会には、期待していたのだが、今回の報告書案の結論は、とても納得できるものではない。そもそも検討委員会の人選が偏っているのではないか。

推進側に有利な学者ばかりを人選しているようだが、これでは最初から早期運転再開をめざして結論は出ていたのではないかと疑われる。

多くの福井県民から運転再開への不安や反対意見が提出されていたにもかかわらず「もんじゅ」は、工学的に十分に安全である。」という。

最新の技術で設計・建設されていたはずの「もんじゅ」が運転を始めてからたったの3カ月で出力40%で事故を起こした。今後、もしも、運転を始めても、必ず同じような事故が起こるだろうと思う。

この意見公募後に開催予定の委員会には、ぜひ反対派の立場の人を参加させ、双方向からの話し合いの場を設けてほしい。

(2)

結論(39 ページ)には、「工学的に安全性を持つ」とは、～略～今後全く異常や事故が起こらないということではない。とあるが、科学技術の進歩のためには、多少のリスクはやむをえないというのか。

原子力分野で長年専門的な研究を続けてきた学者と私たち一般市民との意識ギャップを感じる。たとえ放射能が環境中に放出される事故の可能性が限りなくゼロに近いとしても、プルトニウムという猛害の放射性物質が炉心に入っている以上「もんじゅ」が非常に危険な炉であることは間違いない。推進側の学者は、航空機や自動車・新幹線にも常に事故のリスクがあり、高速増殖炉だけゼロリスクを求めるのはおかしいという論理を述べるが、「もんじゅ」の危険性は、航空機の危険性とは、比べものにならない程大きい。それは、1986年チェルノブイリ原発事故で実証されている。たとえ万が一にも大事故が起こる可能性があるなら「もんじゅ」は動かすべきではない。

(3)

報告書の14ページに「発電設備を有する原型炉としての貴重な技術の蓄積が得られる」とあるがこれが「もんじゅ」を動かす目的なのか。将来の発電のためなら、もしも高速増殖炉計画が2050年ごろ実用化されるとしても、日本全体の一次エネルギーの1%しか賄えないという試算も出されている。一方では「もんじゅ」を運転すると高純度のプルトニウムが生産されて、これは核爆弾の材料になり得ると言われている。国民には、エネルギーのためと偽って、本当は、核兵器製造のための研究が目的なのではないか。長い年月と1兆円以上もの国税を使っただけの「もんじゅ」の本当の目的を示してほしい。

No. 4 (電子メール)

住所：大阪府堺市

(内容)

「『もんじゅ』は、電気出力40%の試運転段階で事故が発生した。・・・今後、試運転を進めれば、さらに新たな改善が必要となる可能性があり、これらに適切に対応することが重要である」と、「委員会」報告書14頁。「もんじゅ事故」は何度も起こるが、それで改善していけばよいのだと。確かに、くだんのCループ総運転時間のうち約80%が流量6%運転で、100%流量時間はわずか2.5%。温度では、告示501と異なるもんじゅ特有の規格が適用されるべき425以上の運転をした時間は、総運転時間のわずか6.2%。初期の100%流量時に亀裂が発生し、本体の偶然曲がりで破損したとの講釈師の見解が本当としても、軽水炉と違う厳しい条件での安全性は何も実証されていないに等しい。

大阪府の私の安全性にまで、福井県当委員会の裁決がどうして及ぶのか。高裁の判決を一般的に否定する権限をどの神から与えられたのか、その根拠を明らかにしてもらいたい。

No. 5 (電子メール)

住所：兵庫県西宮市

「もんじゅ」は、工学的に十分に安全であるという結論に達した、ということであるが、その委員会自身は独自の解析や実験をしておらず、核燃料サイクル機構の実施したものを評価している。このような場合にはその評価者（委員会）の専門が評価結果に直結するが、有機合成化学、原子力システム工学、金属化学、核燃料管理学、原子炉工学、核燃料サイクル工学といった専門分野の方々であると公表されている。

少なくとも地震学や建築学、電気化学、社会リスク学、そして保険の専門家や鉄道や航空機における安全問題に関与する専門家による委員会でない限り、「もんじゅ」安全性の客観的評価はできない。また工学的といいながら、高裁判決を否定しているのが、福井県がどのような法的な裏付けを持って、この委員会を設置し、このような司法をも脅かすことのできる権限を与えたのかを明らかにしてほしい。

No. 6 (FAX)

住所：岐阜県岐阜市

はじめに：「改造工事を行った『もんじゅ』は工学的に十分な安全性を持つ設備である」について

「工学的に十分に安全」であったもんじゅがナトリウム漏れを起こし止まっています。この事実は重大です。つまり工学的に十分に安全であるということは、運用して安全であるということは全く別だということです。同様に「改造工事を行った『もんじゅ』は工学的に十分な安全性を持つ設備である」とは、『工学的』という前提（仮定にも等しい）のもとでのみ「十分な安全性を持つ設備である」というものであり、運転時における安全性を保証するものでは決してありません。にも関わらずこのような前提から導き出されたP. 11「炉心崩壊事故が起きたと仮定しても、原子炉容器、原子炉格納容器は破損せず周辺住民の安全を脅かすようなことはない」は砂上の楼閣と考えます。

<委員会の概要：P. 1「ナトリウム漏洩対策等にかかる工事計画の事前了解願いと「改造工事の事実や運転再開とは明確に切り離れたうえで」了承したとあることへの疑問>

福井県は「ナトリウム漏洩対策等にかかわる工事計画の事前了解願いと「改造工事の実施や運転再開とは明確に切り離れたうえで」了承したと委員会は述べているが、結果的には一本化しています。

なぜならもんじゅの所長であった菊池三郎氏は、毎日新聞に、改造工事は2003年の年末が一つの山場と答えています。報告書の完成と改良工事は密接に連動しながら動いています。これは本委員会の報告が県民の意見を聞いたというアリバイを作り、改造工事に着手する口実を与えるために使われているに過ぎません。もんじゅの改造工事は法の抜け穴探しのような姑息な方法ではなく、最高裁の結論を待つべきです。

<委員会の概要：P. 1委員会の目的は「県民の立場にたって...『もんじゅ』の安全性の確認を行うこと」という設定について>

「安全性の確認を行うこと」という設定自体が間違っています。この設定には<安全であることを確認>するという結論があり、検討会は結論に到着するための儀式に過ぎません。

P. 29 放射化された一次冷却系のナトリウムを抜き取ってタンクに貯蔵するとあります。抜き取ったナトリウム(760t)はその後どうするのでしょうか。

放射化ナトリウムの半減期は短いとはいえ、定期点検、緊急の点検などのたびに760tのナトリウムが溜まります。ナトリウムによるタンクの腐食の危険もあり、永久にタンク貯蔵は不可能です。最終的にどのようにするのは、示されていません。ゴミの先送りを容認するのですか。

No. 7 (FAX)

住所：滋賀県高島郡マキノ町

原子力発電の問題点

1. 放射性廃棄物

放射性廃棄物の処理技術が確立していない。

そのような負の遺産を子孫に残すようなことをしてはならない。

2. 炉の安全性について

炉内の配管類や事故を起こした温度計など、振動による機械的疲労や、熱変動による熱疲労が加わり、絶対に破損しないという保証はない。

また、戦争やテロによる被害を受けた場合の保証はどこにもない。

3. 自然エネルギーに転換を

危険な核エネルギーにいつまでも固執していないで、風力、波力、地熱、水力、バイオマスといった自然エネルギーに転換するときです。

もんじゅは廃棄しましょう。

No. 8 (電子メール)

住所：鯖江市

もんじゅのみならず原子力行政全般に対しては、あくまでよりクリーンでかつ豊富なエネルギーまでの繋ぎとしての「必要悪」として総論としては賛成してもよいが、各論としてその手法に問題を常々感じている。

その問題とは「安全への過信」である。地域住民への理解を得るためなのか、「安全」であると言いすぎてはいまいか？

報告書では「工学的に安全」であると述べられているし、あちらこちらに「安全である」旨の回答があるが、それが気の緩みからくるヒューマンエラーを呼ぶのではないか。常に危険な装置・物質を取り扱っているのだという緊張感を持続させることが大切であると思う。

また、「工学的に安全」であるというのは結局どういうことなのかわかりずらく、絶対に安全であるという誤解を生じやすい。絶対などということはあり得ない。例え全くヒューマンエラーがないとしても、安全確率が99.9999%だとして（公表されていないし、計算も不能かもしれないが、もっと高いと信じる）も、0.0001%は危険であるということであり、これはたかがサイコロを6つ振ったときに全部1である確率よりも高く、経験則的に、十分起こりえる危険度である。

一步誤れば大惨事に繋がるものであるが故に、「安全」の意味をより厳しく認識して使用して欲しいと思う次第である。

No. 9 (F A X)

住所：兵庫県神戸市

各要因毎に、県民意見を紹介し、それに対して委員会での審議結果を記載しているので、分かり易い報告書になっている。

このように対比して読んでみると、県民意見では技術的誤解と思い込みが多くあり、住民の理解と同意を得ることの難しさを感じる。毎度言われていることであるが、日常的なPRが必要で、サイクル機構及び原子力関係者の継続的なPR活動を期待する。

3 - 2 の結論で「工学的安全性を持つ」とこのことの説明があり、異常、事故が今後とも生じる可能性があることを述べていて、「このような事象が生じても、周辺環境に深刻な影響を与えることはない。」と明言しているが、まさに、県民に安心を与え、理解を得るためには、この点を分かり易く説明することであろう。2 - 1 ~ 2 - 9 では主に個々の技術的説明であるが、原子力発電の安全設計の考え方を総論で述べて結論に結べば、更に分かり易かった。

No. 10 (電子メール)

住所：三方郡美浜町

初めて投書させていただきます。

多くの知識ある方々が作成された報告書に対して、意見とは恐れ多いので感想です。

生まれてからずっと原子力発電所が近くにある景色に慣れてしまって、新聞やテレビ等で「もんじゅ」について議論されていても自分には遠いことのように感じていました。

県のホームページでふとこの報告書を目にし、難しい題目にかなり躊躇したものの「もんじゅ」にしても「あるものは、仕方ない。」で終わらせてしまうのではなく住民としてもっと理解する努力も必要では、と読ませていただきました。

結果、技術的なことはよくわかりませんが、ナトリウム漏えい事故をきっかけに原因究明や今後どうしたらより安全かの研究がなされ、高速増殖炉の研究が進められていると納得しました。

事故はあっては、ならないものですが、あの事故があったからこそより安全に慎重になっていると思えば安心が生まれると思います。

「やっかいなものがある県」ではなく「世界に誇れる原子炉を持つ県」となる日を早くみたい気がしました。

No . 1 1 (F A X)

住所：大阪市

報告書には高速増殖炉の実用化時期と価格競争力に言及がない。何十年後かに実用化というのは実用化できないのと同じ意味である。燃料電池、風力発電、太陽電池など小型分散型発電が続々と実用化されている今、何十年後かに何千億円もする高速増殖炉を使って、誰が『発電』するのか。

燃料電池と高速増殖炉を比較すれば勝負はついている。燃料電池が普及すれば関電、東電なども倒産だ。現在の巨大発電 + 送電線方式は根本的に否定されだ、火力、原発など巨大発電所は用済みである。十年後にはそういう時代が見えている。1兆円以上の金を使い高速増殖炉開発を続ける理由はどこにもない。核燃サイクル機構は高速増殖炉の研究などやめ燃料電池などの小型分散型発電研究機関に生まれ変わるべきである。一刻も早くもんじゅ廃炉を決断し損害を最小限に押さえ 21 世紀の主役である小型発電機の開発を始めることが最善の選択だ。

No. 12 (電子メール)

住所：神奈川県平塚市

福井県民ではありませんが、日本人として意見をお送りします。

日本が世界で自立して行くためには、自前のエネルギー源を持つ必要があります。現時点でこれに対応できるのは、高速増殖炉しかないと思います。

報告書の内容は妥当なものと思います。委員会が、条件(*)つきながら、もんじゅは安全と評価したのですから、早くもんじゅの改良工事をスタートすべきと思います。運転をすれば電気を売れるプラントを長く止めておくのは税金の無駄使いだと思います。

(*) 配管の外側から計れる温度計の開発など

No. 13 (電子メール)

住所：北海道苫小牧市

先般の十勝沖地震でマグニチュード8、震度5強を体験し、加えて出光火災で自然災害の怖さを心底体験しました。出光とは違うとは言わないでください。何処も同じ、日本は戦後、経済成長を優先するあまりリスクにコストをかけてこなかったことが今日の社会問題を起こしていると考えられます。

私たちは未来の子供達にかけがえのない安全で安心な郷土を残すことが最重要任務です。ひとたび事故がおきたら日本の命運をかける「もんじゅ」を廃炉にしてください。出光の事故責任者が言った言葉を忘れることができません。「ひとたび火がついたタンクは燃やし切るしかない」。放射能もいったん漏れたらそれまでだ。なんてことになったら子供達にどう責任をとりますか。地震対策、事故対策、リスク対策を国民の誰もが納得するようにわかりやすく説明してください。

No. 14 (電子メール)

住所：神奈川県横浜市

「3-2 結論」の最後に記載されている住民の信頼を得る方策に賛同します。従って、まずは、「安全文化の定着と継続活動」と共に、「設備の安全性を一段と向上させる改善」への具体的着手が重要と考えます。

No. 15 (FAX)

住所：敦賀市

結論の第3パラグラフ「工学的に安全性を持つ」ことの説明を大いに支持します。

県民世論は「安全であるなら、もんじゅの運転再開」との考え方が主流です。それでは安全とは何かについて、「原子力発電所では、多重防護の考え方に基づき、トラブルはあるかもしれないが、こと、人命、環境へは影響を与えない」との説明はこのとおりであり、工学における安全の考え方の本質を捉え、真摯な説明と思います。この考え方をぜひ広く世間に敷衍（ふえん）していただきたい。

ここで「トラブルはあるかもしれない」の文言により、風評被害などに対して責任を取ってほしいとのクレームがあるでしょう。これは原子力を推進する国が責任を取るべきものと思います。この文言を抜かさないように広く世間にこの考え方を理解してもらうことが結局は真の理解に繋がるものと考えます。

No. 16 (FAX)

住所：兵庫県神戸市

県民意見をトピックス毎に枠囲みでまとめ、それに対応するように（事実説明）と（委員会の意見）を分けて記載しているのは、読み手の誤解を回避する上で評価できる。

本報告書は「県民の誤解を正す」ことは達成しているが、県民の不安の源泉である「なぜ？」という「素朴な疑問」に対して十分な回答を与えていない。ナトリウム漏洩事故で県民は「最新鋭のプラントで予想外の事故が起きた」ことを目の当たりにし、その延長線上で「更なる予想外の大事故」を想像せずにはいられないでいる。この不安の連鎖を立ち切るのに、想定・前提に基づく技術的見解の列挙では不十分と感じる。事業者JNCが何を考え、何をしようとしているのか、県民はどのような選択肢をもっているのかについてもっと説明や提言があっても良いのではないか。

またこの活動が時限的なものでなく継続的なものであると説明もほしい。県民にとって頼りになる存在をアピールして欲しい。

No. 17 (郵送)

住所：東京都杉並区

福井県が独自に高速増殖炉「もんじゅ」の安全性に関して、「もんじゅ安全性調査検討委員会」を設置し、2年間以上に亙る検討を加えた検討結果を拝読させて頂きました。

まず、「もんじゅ」自体の安全性に関しては国が責任を持っている訳ですが、福井県として技術的な安全性を県民の目線で捕らえて地元で評価したと云う事はそれ自体で画期的あり非常に地元としての積極性が感じられ問題への新たな取り組みのアプローチだと思います。高く評価されるべきものだと思います。そう云う面では大都市の電力消費地においても、これからの活動に注目、関心を持ち地元の問題を共有する姿勢が大切だと感じております。

報告書の内容に関してですが、国の原子力安全委員会の審査の視点とは別に、県民の漠然とした不安に対する技術的検討がしっかり行われ、不安を解消する技術的内容の十分な確認がされていると思います。また、今後とも引き続き県として第三者機関を設置し継続的に工学的安全性の確認を行うべきとの提言も有り、これも新たな取り組みなのではと思っております。

一部、原子力発電に反対のご意見をお持ちの方々から、反対の意見を持った専門家を参加させるべきとの論調も見うけられましたが、技術的内容の正しさを判断する事に対して個人的な賛成/反対の考えは専門家であれば無関係な事だと思います。要は技術的/専門的な判断が出来る専門性を当人がお持ちかどうかであるかだと思います。

もんじゅは建設開始から相当な時間・人材・費用を掛けていていると思います。これだけの投資を行ったプロジェクトは早期に完成させ、その技術的新知見の回収及び波及技術の展開を図るべきだと考えます。

その面では国としての対応が遅すぎると思います。対応の遅さが地元への不安感の増長にも繋がり痺れを切らした地元がこのような委員会を設置(結果としては良かったと思いますが)し、地元不安への回答を図ったと思えます。地元の苦悩に関する電力消費地への理解活動は国が先頭を切ってもっと活発に実施すべきだと思います。この点は今後の大きな課題だと思います。

最後に、国、設置者は今後も地元への不安を与えない様な施策を行い、プロジェクトの完遂を達成してもらう必要があると思います。これは日本国民としての大勢の考え方だと思っております。

No. 18 (電子メール)

住所：神奈川県横浜市

「高速増殖炉原型炉もんじゅ」の安全性調査検討書を読み、これに関して全般的な以下の意見を述べる。

もんじゅは今後行われる予定の各種の改造改良などによって、より安全性が高まるであろうことが、よく理解できた。

従来の設計においても「多重防護」「フェールセーフ」などの構築により高い安全性を有している上にさらに、監視システムを追加するなどした改良など、問題点を深掘した検討がなされていることは、高く評価できると思う。

実験的な要素も含まれている原型炉であるがゆえに、未知の事象も今後の運転の中で生じるであろうけれども、周辺に多大な環境被害をもたらさない設計及びシステムが構築されていることが理解できた。

高速増殖炉及びプルサーマルは、資源の乏しいわが国にとって、いわば将来の生命線ともなる重要な技術と思う。事故時には風評被害などの二次的な影響も発生するが、風評被害を引き起こさないために「情報公開」「連絡体制の整備」「マニュアルの最適化」などソフト的な充実も図った上で、早急に開発（改造含む）に着手して欲しい。

No. 19 (電子メール)

住所：京都府

福井県「もんじゅ安全性調査検討委員会報告書(案)」への質問事項

質問事項1. 「もんじゅナトリウム火災事故」の評価

「事故」直後(H8.1.23)に、栗田前知事は新潟、福島の知事と連名で、内閣総理大臣あてに意見書を提出し、その中で「事故」の重大性について「今回の事故は、高速増殖炉の安全性確保の根幹にかかわる重大事故である」と指摘している。

ところが、「もんじゅ計画」に肩入れしてきた人たちの中には、「三県知事の見解」を否定し、「あの事故は、大騒ぎするほどの『事故』ではなく『故障』に過ぎない」との見解を表明している人たちもいる。

貴委員会は「報告書(案)」の中で、「もんじゅ」の安全性に対する県民の不安が、「事故」を契機に高まったことを認めておられるので、三県知事が表明している「もんじゅ火災事故の重大性」の見解を貴委員会として支持されるか否かを、その理由をあげて明確にされたい。

質問事項2. 「もんじゅ」は、「思わぬ異常や事故が起こっても安全・確実に収束できる設備である」との見解(「報告書(案)」、39頁)について

どのような「異常や事故」が発生し、どのような結末に終わると想定されているかを、具体例をあげて説明されたい。

そのような「異常や事故」を想定された根拠と、「安全に収束できる」と判断された基準とについて、具体的に明らかにされたい。

質問事項3. 安全審査資料の公開について

国が「もんじゅ」の設置を許可するに当たって原子力安全委員会にやらせた安全審査に際して、審査のために当時の科学技術庁が提出した資料は、安全審査終了後から現在に至るまでの約20年間も、すべて秘匿され続けていたことについて、貴委員会は承知しておられたのか。

もし、承知しておられたのなら、貴委員会はそれらの資料の提出を原子力安全委員会に要求され、調査、審議の対象とされたのかどうかを明らかにされたい。また、秘匿資料の公開を要求されなかった場合には、その理由を説明されたい。

質問事項4 .「ナトリウム火災事故」の危険性評価について

貴委員会は、その「報告書(案)」(15-16頁)において、「ナトリウム火災事故」後に旧動燃が実施した「ナトリウム燃焼実験」で認められたような事態は、「もんじゅ」では起こり得ないかのように結論しておられるが、「原子力発電に反対する福井県民会議」が「事故」直後に組織され、私が代表だった「『もんじゅ火災事故調査』検討委員会」が、「もし、あの事故が、湿気の多い真夏に発生していたら大災害発生の可能性もあった」との見解を公表し、そのことを旧動燃の技術担職員も認めておられた事実を、貴委員会での調査審議の場で検討された上での結論だったのかどうか、明らかにされたい。

質問事項5 .「多重防護」の無理解について

貴委員会は、「報告書(案)」(28頁)で、「もんじゅ」の「蒸気発生器伝熱管」で供用されている「過電流探傷検査法」について、「ピンホール型や細かいクラック型の損傷については、現状の技術では正確に検出することはできない」と明確に認めておられながら、「運転中にピンホールやクラック型の貫通した損傷が生じた場合には、・・・早く検出して適切な措置を行うシステムになっている」として、欠陥の明らかな検査法のまま、運転再開を是認しようとしておられる。

貴委員会のこうした姿勢は、原子力施設の安全性確保にとって、厳守しなければならない「多重防護の原則」から明らかに逸脱していると私たちは受け止めているが、貴委員会の見解を聞かせてほしい。

質問事項6 .「もんじゅ設置許可取消請求訴訟」における「名古屋高裁判決」の評価について

貴委員会は、「名古屋高裁判決」について、批判的な見解を表明しておられるようであるが、「報告書(案)」では、その理由が不明確なままである。昨年、「核燃料サイクル開発機構」が「もんじゅ」の基本設計の一部を変更し、国に対して「もんじゅ設置変更許可申請」を要請し、それを国が許可したことは、「高裁判決」が厳しく指摘した「もんじゅ安全審査の誤り」を国も認めた何よりもの証拠であると、私たちは理解しているが、そうした私たちの理解について、上記「許可申請」の内容を審議された貴委員会の見解を明確にされたい。

No. 20 (電子メール)

住所：敦賀市

もんじゅの安全性に関する県民からの意見を中心においた議論を真摯に重ねた結果であることが報告書によく表れていると思います。報告書を熟読致しましたが、高速炉特有の安全性に関する論点、高裁判決で論点となった点を解きほぐし、技術的な判断を明確に示すとともに、もんじゅが多重の安全防護により、十分な安全裕度をもつことがよく理解できるものとなっております。

また、推進機関等関係者からの説明を是認することではなく、委員会の中で深堀し、更なる改良、改善を提案している点、今後、全く異常が起こらないということではないとしたうえで、もんじゅを評価し、安全・確実に収束できる設備になっていることを明確に結論付けている点は県民にわかりやすいものになっていると感じます。もんじゅが早急に改善工事に着手し、1日も早く運転再開し、高速増殖炉開発の中核として着実な開発に役立つプラントとなることを望みます。

No. 21 (郵送)
住所：兵庫県神戸市

18回実施された委員会の審議に6回程出席し、審議の場を実際に体験して感じたこと、さらに、まとめられた報告書(案)全体を読んで感じたことを以下に意見として述べてみたい。

まず委員会の進め方として、県民意見の募集を行い、寄せられた約100件程の意見を安全性に関する技術的な意見とその他の意見に分け、安全性の意見についてはさらに技術的課題8件に分類し、夫々の件名について委員会で審議し、その内容を公開で実施するという、他の委員会では考えられないような方法で県民に分かり易く実施され、審議結果や審議資料をタイムリーに県のホームページで公表してきたやり方に大いに賛同するとともに、理解をさらに深めてくれたと思う。

また、報告書(案)のまとめ方についても、県民意見に沿った形で整理し、項目毎に委員会での審議結果と委員会としての意見をまとめ、技術的にもすっきりとした内容で非常に分かり易くなっていると思う。特に、技術的な内容については技術用語をそのまま使用するとともに、定量的数値を具体的に記載してあり、官庁が作成する各種報告書やマスコミが作成する記事等と比較し技術的要素が濃い内容となっているため、読者によって理解の程度は夫々異なるかもしれないがプラントの「安全性」を議論し、理解を深めていくにはこの程度まで突っ込んだ内容になる必要があると考える。

さらに、委員会の審議がまとまりかけていたH15/1/27の「もんじゅ」高裁判決の後、技術的論点となっている3項目についてさらに2回の委員会審議を行って科学的な面から判断を行ったことは、本委員会が真剣になって深く掘り下げた審議を行っていることは、委員会が真剣になって掘り下げた審議を行っていることを端的に示しており、本報告書(案)が県民意見に十分応えるものであると考える。また、資料4の「中間取りまとめ」に対する国および核燃料サイクル機構からの回答は、各案件について事業者および国の意見を明確にし、公表するものであり、回答内容も具体的に明確であり、県民意見を真摯に受けとめていることを示すものであると考える。

以上のように、県民意見の各論点が反映され、夫々の疑問に十分応えた分かり易い内容となっており、本報告書(案)は非常に画期的な報告書であると思う。

No . 2 2 (FAX)

住所：福井市

地球規模でエネルギー問題を考えた場合人間の住環境にやさしいプルトニウムを利用することは正しいと思う。

ただ県民としては安全性に対して過敏にならざる得ません。

原発銀座と言われる福井県に原子力専門研究機関を設置し、多方面より安全性のチェックを随時行って報告すべきだと思う。

2 - 6 蒸気発生器検査装置

福井県にある加圧水型の軽水炉でも、蒸気発生器に必ず損傷が起きている。蒸気発生器が新しい金属素材のものに交換されても、この損傷は続いている。蒸気発生器の損傷は避けられないものであり、損傷を早く見つけて対策を取ることが必要である。

もんじゅの場合は、蒸気発生器の細管を貫通するような損傷がおきれば、ナトリウムと水が接触することにより爆発的な反応が起きる。軽水炉よりも、はるかに念入りな計算が必要である。今回の報告書でも「ヘリカルコイル状の細管の形状を考慮した検査装置の開発が必要である」(p28)と記載されている。また「できるだけ長期間のプラント停止を避ける」(p38)とあるが、現在もんじゅは約8年間停止している。その間細管内でどう損傷が進んでいるのか、不明のまま試験を再開することは絶対に許されない。確実な検査装置が開発されていない以上、もんじゅの改造や試験再開を認めるべきではない。

結論

「安全に運転実績を積み重ねていくことで初めて住民の信頼を得ることができることを肝に命じる」(p39)とあるが、これは余りにもひどい認識である。多くの住民は現在原子力に対して信頼を失っている。もんじゅの事故の後も、再処理工場の爆発、JCO、東電不祥事、最近では日本原燃の品質管理の不備や原子炉内からの異物の発見など、原子力の信頼を失墜させる事故、事件が続いている。その内容はあまりにもお粗末であり、モラルの低下を止めることはできていない。この現実を素直に受け入れ、抜本的な対策を図って信頼の回復に努める必要がある。まずは必要なのは信頼回復であって、「運転実績を積み重ねることが信頼回復につながる」などという発言は住民の不信感をあおるばかりである。これではまず運転再開ありきととられても、反論できないであろう。果たして、この委員会は何のために設置されたのか、その存在意味さえ疑わざるをえないような結論である。

No. 24 (電子メール)

住所：敦賀市

先日、文部科学省が主催するもんじゅシンポジウムに参加させていただきました。もちろん福井県の実施するもんじゅ安全性調査検討専門委員会と直接関係ないのですが、最終報告書案に対する質問をしておられる方がいたので一言書かせていただきます。

その質問は要約すると「報告書案では多重防護があるからもんじゅは安全だと結論付けているが、ナトリウムが漏れたのは多重防護が機能していなかったからではないのか」というものです。これは明らかに多重防護の意味を履き違えていると私は思います。報告書案に示された1つ1つの安全確認がそれぞれを補完しあって防護していることが多重防護だと思うからです。ただ、それを読み取るにはちょっと難しい内容かなとも思います。

最後に、今回の報告書案は簡潔にまとめられていて良く書けていると私は思います。一県民として、一日も早いもんじゅの再開をよろしく申し上げます。

No. 25 (電子メール)

住所：神奈川県横浜市

県外（横浜市）に住むものですが、もんじゅの設計に係わった技術者の一人として今回の報告書（案）について、ひとこと意見を述べさせていただきます。本年1月の名古屋高裁判決には、衝撃を受けたものの一人です。

指摘された主要3事故に起因する重大事故は、技術的に見て、起こる確立が極めて低く、住民の方の生活における一般生活からのリスクに比べ無視できるレベルであることは、技術関係者ではほぼ共通認識であると考えています。

しかしながら、裁判の経緯を考えると、この認識を支える事実関係を理解してもらえるレベルまで十分説明してきたのか、気になっております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、今回の調査報告書の「委員会での審議結果」については、技術的に見て妥当であると判断します。ただし、この報告書をよまれる福井県民の方が妥当であると判断できるためには以下の改善が必要ではないかとおもいます。

(1) 主な県民意見 としてまとめられている内容について、(2) 以降で委員会の見解が出されているような形式となっておりますが、この内容で(1)の回答になっているのか「読めば解るだろう」的な曖昧な部分が有るようです。したがって、あらためて添付資料か何かで一つ一つの意見、疑問に対して解りやすく直接的な回答集を用意されることを望みます。

例えば、2 - 5 蒸気発生器の安全性では、主な県民の意見として「伝熱管破損事故は軽水炉以上に避けがたい」と有りますが、これに対して、明確なわかりやすい回答になっていないようです。

もんじゅの運転期間中に伝熱管の小リークがあり得ることは、設置許可申請書を見れば明らかです。したがって、「運転寿命中に数回の小リークがあり得るが、安全にプラントは停止でき、重大事故が発生する確率は十分小さく無視できる」等の回答を直接準備されるべきでしょう。

また、この回答に参照をつけて、だれもが容易に技術的な中身にアクセスできるように参照インデックスを Web を利用してつけ、データベースに入れるようにも配慮すべきです。

高速炉開発に携わる一技術者として、もんじゅの安全性について一般の人々に十分安全なんだというメッセージを発信してこなかったことを反省しております。本報告書が全くの素人にも分かり易く書かれていることが肝要です。

県民の皆様の理解がえられ、もんじゅの早期運転再開を切に要望するものです。「もんじゅ」ひいていえば日本及び世界の高速炉開発が再び着実に進められることを祈念しております。

No. 26 (電子メール)

住所：埼玉県さいたま市

【もんじゅの安全性に関する意見】

安全性調査検討報告書(案)は、一般の市民が安全性に不安を抱く項目について、専門家が精査した結果を分かり易くまとめていると思う。工学的に安全であるという結論に同感である。

高等裁判所の判決は絶対的な安全を求めるもので工学を否定するものであるという批判がある。私も工学的な安全性に関して誤認がある判決には疑問を持つ。判決を踏まえて改めて再審査した本案は全く妥当なものであると考える。

工学的に安全であるとされた結論に基づき、世界的にも貴重な「もんじゅ」の再開を早期に実現し、大きな成果を納めることを期待する。

【第三者委員会の設置に関する意見】

予期しない異常や事故時には、それを審議する第三者委員会の設置が提案されている。今回のもんじゅ安全性調査専門委員会もまさに第三者委員会と呼べるものであり、福井県が県民の意見を斟酌しつつ専門家による委員会で精査されたことを敬意を持って高く評価したい。

一方、原子力発電所の設置・運転に関しては国の規制行政として、安全性に関する専門的な審査が行われている。第三者委員会を設置することは、屋上屋を重ねていることになると考える。問題は国側の規制行政にある。

国の規制行政に信頼を置くことができないことに対する提案であると考えられるが、非効率であることは否めない。多数の原子力発電所が設置され、原子力問題に大きな発言力を持つ福井県が、国の規制行政の改革にも積極的に提言することを要望したい。

【異常や事故への対処に関する意見】

「『工学的に安全性を持つ』とは、周辺の環境に深刻な影響を与える可能性を考えてなくても良いということであり、今後全く異常や事故が起こらないということではない」と結論に明記されているが、全く同感である。

工学的な進歩はトラブルの克服によって得られる。「もんじゅ」は開発炉であることからトラブルを経験しそれを克服することが使命であるといっても過言ではないと思う。もちろん、異常や事故の発生を軽視してはならないことは自明である。

一方、原子力発電所で機器の故障が発生すると、日本のマスメディアは「また、事故発生」とセンセーショナルに報道し、市民の不安を煽り立てる。技術立国である日本とは思えない情緒的な姿勢であり、このことが工学的な問題を歪めている。

今後のトラブル発生に対して、世界的にも注目されている福井県が、科学的で合理的な対応を示すことを要望したい。

No. 27 (電子メール)

住所：千葉県千葉市

報告書を読ませてもらい、再起動にあたり感じたことを述べさせていただきます。

まず、設計については安全なことは分かりますが、設計だけでなく、実際に携わる人の資質、緊張感をもって作業にあたって欲しいと思います。特に、最近はブリジストンの事故などありますので、十分に注意して当たって欲しいと思います。働く人の福利厚生面も大切だと思います。また、テロ対策も十分検討して下さい。

また、異常が起きた場合には、見逃さないシステムが大事だと思います。

最後に安全確保を前提条件として、もんじゅの稼動によって、エネルギーを有効に、そしてプルトニウムをこれ以上地球に溜めることなくリサイクルできるシステムを推進して欲しいと思います。

No. 28 (電子メール)

住所：茨城県日立市

『高速増殖原型炉もんじゅ』の安全性調査検討報告書(案)について、意見を述べさせていただきます。

「3まとめ 3-1委員会の意見 4」高速増殖炉の安全性」項では、「もんじゅ」は現時点で工学的に安全な設備であると判断はしたが、今後新たな知見・事象が現れたとき、あるいはより改善されることがあきらかな事柄については現状でよしとせず、継続して改良改善をおこなうべきとっております。

単にスローガンを述べるにとどめず、ここに書かれていることを実施するために、なにをいつまでにどのように行うかをどこかで決めて頂き、それに基づいて継続してチェックする仕組みを作って頂きたいと思っております。

その上で、県もんじゅ委員会の結論を支持したいと考えます。

安全性を確保しつつ早急に「もんじゅ」再開を決断して頂くようお願いいたします。

No. 29 (電子メール)

住所：福井市

我々福井県民にとって原子力というものは、非常に微妙なものであります。まして高速増殖炉となればなおさらです。これらの過去の事故についての実態の調査と今後の運転に関する安全性については、完全なる担保そのものが大前提とならざるを得ないと思います。

こういう立場で、裁判の推移を見守っていましたが、今回の安全性調査検討報告書も見させて頂きました。それらの印象については、私自身が過去にもんじゅの見学で得た実感のウエイトの方が高いかも知れません。それは、非常に安全に対し様々な方法で担保されているなあということです。

裁判での内容は見識のある裁判官の判断でありますし、尊重すべきと思います。それはそれとして、私はいち県民として、いち市民として原子力の是非について白紙である立場の者として、意見を言うとしたら

- 1、日本人として、我々の世代と将来の世代のために、必要なエネルギーはできる限り、自製すべきではないかと思うこと。
- 2、福井県民として、いろいろな地場産業はあるが、エネルギー産業で特徴、独自性、強みを発揮すべきではないかと思うこと。
- 3、一市民として、安全が担保されているとすれば、それ以上のリスクについてはどの市民でも、過剰に意識をもたず、専門家の意見に沿うべきと思うこと。

と考えます。

細かい技術的な部分に関し、委員会が責任を持って、技術的に安全とこの報告書にうたうとしたら、それを読んだ私はある程度の自身の判断基準とこの専門家による責任報告をもって、安全と判断したいと思います。

No. 30 (電子メール)

住所：千葉県佐倉市

1. 高裁のもんじゅ判決後に、県民の疑問・意見を踏まえた上で、福井県独自の専門委員会が「もんじゅは工学的に十分な安全性を持つ」と結論を出した報告書案の内容は、県民・国民の疑問・不安を払拭し大きな安心感を与えたと思う。

2. もんじゅ再開に反対する人たちは、「国、サイクル機構がもんじゅで事故が起こる可能性を否定しないことが問題」と言っているが、これに対して「異常が起こらない手立てを尽くした上で万が一の事故対策を施しており、仮に事故が起こったとしても安全・確実に事故を収束できる設備である」と結論付けたこの報告書案は、我々一般国民に明快な回答を与えてくれた。

3. 今後予定されている改造工事を経て試運転・本格運転と進めていく場合に、安全確保の上で実行すべき事項が本委員会の意見として適切に指摘されているので、サイクル機構がこれらの意見の趣旨を十分に理解して業務を遂行することを要望する。

No. 31 (電子メール)

住所：神奈川県横浜市

福井県民ではありませんが、以前に敦賀市に住んでいたこともあり意見させていただきます。

世界の資源論、日本のエネルギーセキュリティなどの観点から、将来の基幹エネルギーの有力候補として FBR 開発は必要と考えており、多くの国民も理解していると思います。国が主体となって FBR 開発を促進して頂き、少なくともエネルギーに関して安心できるように一日も早くして頂きたい。

このためには、FBR 開発の中核 = ナトリウム炉 = 「もんじゅ」の図式を明確に示し、「もんじゅ」の位置けを明示の上、理解促進をすべきである。同じ JNC では他の冷却材についても検討していることもあり、また、実用化像を 2030 年頃に提示するとのんきなことを言っていることもあり、説得性に欠ける。早期に炉型選択をし、工程と予算を示し、「もんじゅ」の必要性を国民に示すべきである（現状の説明では、なかなか国民は納得できないであろうし、福井県民が不安視するのも理解できる）。

No. 32 (電子メール)

住所：敦賀市

本報告書(案)の「もんじゅは工学的に十分安全である」との結論を見て、これまでの自分の考え方が正しかったことを改めて認識することができました。今年の1月に出された「もんじゅ」行政訴訟の高裁判決は私にとって信じられない結果でありました。敗訴は敗訴として受入れなければならないものなのかと落胆した次第であります。

しかし、その後発表された有識者の方々の判決に対する反論や今回の報告書(案)の内容を見て裁判で指摘された問題点が工学的に考えて現実的に想定しなくてよいものであることが確信できました。

私は将来のエネルギー確保のために「もんじゅ」は必ず必要なものであると考えます。国も事業者も地元了解を待っている今、福井県が独自に組織した委員会でこのような結論が纏められようとしているのですから県は、改造工事早期着工に踏み切り、一日も早く福井県から価値ある研究成果を出せるよう準備する必要があると思います。

No. 33 (電子メール)

住所：千葉県習志野市

報告書を拝見させて頂きましたが、強く印象に残ったのは、次の2点です。

数多くの県民の意見を適切に整理・分類し、その分類ごとに県民意見を補足し、続いて委員会での審議・調査内容、委員会としての意見がていねいにまとめられており、読みやすく、理解しやすかった。

原子力推進派 / 反対派のいづれにも偏らず、あくまで真実を追究するという誠実な姿勢が全体から感じられた。

委員会が「もんじゅが工学的に安全性を持つ」と判断し、それに対して明確に解釈を加えられたこと及びサイクル機構・国に課した課題は、国民の多くに受け入れられると考える。

私は、報告書結論にまとめられているように、もんじゅが安全に運転実績を積み重ねていくことを切に願っております。

No. 34 (電子メール)

住所：千葉県習志野市

(対象箇所 3 - 2 結論)

報告書案を熟読しました。論点になっている技術的な箇所については非常に分かりやすく十分に納得できるものでした。ただし、今後開始が予定されている工事に関して、やはりヒューマンファクターが大きなウェイトを占めると感じます。

特に、作業スケジュールを優先するあまり、無理を重ね、チェック漏れが発生したりすると元も子もないと思います。当然スケジュールを立てて進めるべきものであると思いますが、何か不都合が発生した場合には、すべての作業を止めて、総点検を実施する等、スケジュールに余裕を持った形で工事を進めてもらいたいと思います。

理論を実機に確実に反映させる、これが重要と思います。

No. 35 (電子メール)

住所：敦賀市

もんじゅ安全性調査検討専門委員会の報告書(案)の「3-2 結論」に関して次の通り意見を提出します。本委員会の結論として、

もんじゅの安全性は、多重防護により裕度をもって設計されているとしていること

さらに現在計画されているナトリウム漏えいに対する改善等によりさらに安全性が向上すると考えられるとしていること

については、その通りであると思います。

従って、早期にもんじゅによる研究開発を進めるべきと考えます。

No. 36 (電子メール)

住所：大阪府枚方市

意見1：総論 95年の「もんじゅ」のナトリウム火災事故に関して、

「三県知事の提言」は「もんじゅ」火災事故を「安全性の根幹にかかわる重大事故」と位置づけているが、貴委員会はこの報告書のどこにも「三県知事の提言」に触れていない。「三県知事の提言」への評価、認識を明確にされたい。

意見2：当該箇所：「はじめに」

「委員会は高裁判決の内容を精査した。その結果、いずれの3点も科学技術的には現実的に起こることを想定しなくてもよいという結論に達した。」とあるが、何を根拠に起こらないというのか、本文を読んでも皆目分からない。

「もんじゅは工学的に十分に安全である」といい、「改造工事によって安全性は一段と向上できるものと判断している」というが、高裁判決で確定された事実認定を踏まえて、なおかつ判決のいったいどこが問題なのかをはっきり明示し、説明してもらいたい。

意見3：ナトリウム問題

p15「設備改造後の床ライナの健全性は保たれると判断できる」とあるが、これはあくまでも「緊急ドレン」が機能することが前提の話だと理解する。ドレン系の故障は全く想定されていない。判決は「軽水炉の安全性の評価指針」に基づいて「単一故障の仮定」に関する国側の主張 - 安全委の姿勢や審査を批判しているが、重要な鍵を握る機器類・装置類が「正常に動作する」ことしか考えず、だから大丈夫という説明では住民は納得も安心もできない。貴委員会の見解を明確にされたい。

意見4：ナトリウム問題

p15～p16 動燃が行った「燃焼実験」の結果を踏まえて、「もんじゅ」では「床ライナに穴があくことはない」と結論づけているが、95年の火災事故後に福井県の「原子力発電に反対する福井県民会議」が設置した「火災事故調査検討委員会」が「湿度の高い夏場で起こった事故なら大きな災害に至った可能性が否定できない、と報告している。この委員会の報告書を貴委員会は検討されたのか。したのであればその評価を、しなかったのであれば理由を説明されたい。

意見5：高速増殖炉の安全性

p21「委員会の意見」として「海外での運転実績があり、『常陽』での運転経験も十分蓄積されている」と書かれているのみだが、従って「高速増殖炉の安全性は十分実証されている」とでもいいたいのであろうか？イギリスのPFRの蒸気発生器事故の件では、「蒸気発生器の型が異なるから『もんじゅ』では起こらない」と説明しているが、まさしく海外とは炉型が異なるから、海外での運転実績が即「もんじゅ」にはつながらない。しかもその海外も多くの事故に見舞われ、皆開発を断念している。こうした「海外の運転実績」をもって「高速増殖炉の安全性」の根拠にはならない。

「『常陽』で運転経験が十分蓄積されている」というが、それでもナトリウムの溶融塩型腐食のことを「もんじゅ」で火災事故が起こるまで知らなかったではないか。「常陽」は発電設備のない実験炉。「もんじゅ」には即結びつかない。見識不十分であり撤回を求める。

意見 6：炉心崩壊事故

p23（委員会の意見）として「炉心崩壊事故は工学的には起こりえないものとする」とある。また「あえて仮定するのは原子容器や格納容器が、どのくらい安全余裕があるのかを確認するため」ともある。サイクル機構や国側の主張と全く同じであるが、これは 20 年前の「もんじゅ」安全審査の審査部会 - 安全委の考え方とも違う。報告書を読む限り貴委員会は当時の安全審査の審査記録を読んだとは思えないが、審査記録を読んでいないとすればどうしてか。

意見 7：蒸気発生器の安全性

p26「カバーガス圧力計の増設、水・蒸気放出弁の増設により、高温ラプチャの発生は、改造工事により一層確実に防止できるようになる」とあるが、貴委員会が「もんじゅでは高温ラプチャは起こらない」という国側主張を受け入れているのは全くおかしいことである。

貴委員会は「ナトリウムを漏れさせないようにすることがもっとも重要であるが、万一、漏れした場合をも想定し、その影響を抑制する対策を講じることが重要である」p16 と述べているように、高温ラプチャも「起こった場合を想定し、対策を講じる」事が重要である。「絶対起こらない」と動燃が説明していたナトリウム漏れ火災事故が現実に起こった前例があり、「高温ラプチャは起こらないから対策を考えなくても良い」とするサイクル機構や国側の主張はとて受け入れられない。貴委員会の説明を求める。

意見 8：蒸気発生器の検査装置

p28 「ピンホールや細かいクラック型の損傷については、現状の技術では正確に検出することはできない」と指摘されているが、閉電の原子炉などでは、これまで定検で蒸気発生器細管のチェックを行い、問題管には施栓を施している。

もし、軽水炉で「ピンホールやクラックが分からない」程度の検査装置しかなかったなら、どうなっていたか。「発生の防止、拡大の防止、封じ込め」という多重防護の思想からは検査装置の未開発状態は異常事態である。然るに貴委員会がかかる状況を事実上是認しているのはどうしてか。

意見 9：耐震安全性

p33 「もんじゅ」は前例のない試験研究炉である。配管が複雑で吊り下げ構造になっており、配管と機器類との接合部などには大きな負荷がかかるのは容易に想像できる。果たして強い地震に本当に耐えられるのか、県民も近隣住民も皆、不安を感じている。耐震性の検討のためには「もんじゅ」の固有の振動数の評価は欠かせない。しかしそのデータが非公開のままである。こういうデータを企業秘を理由に隠すのはそもそもおかしいのだから、公開させて検討すべきであった。「固有振動数」を検討しな

いで、「特に問題ない」と結論づけたのはどうしてか、説明されたい。

意見 10：結論

p39 「今後全く異常や事故が起こらないということではない」「万一、事故に至ったとしても、安全・確実に収束できる」とあるが、どういう「異常や事故」を想定しているのか、何を根拠にそれらが「収束する」というのか、具体的に示してもらいたい。

No. 37 (郵送)

住所：敦賀市

1. 安全性について

原子力保安院の考え方は、「もんじゅの基本設計は妥当だが、ナトリウムは完全に封じ込めることはできない。温度計のようなナトリウム事故が起きて初めて不備がわかり、そこを改善し、一つ一つ欠陥をつぶしていくんだ」ということですね。

軽水炉では、「運転して初めてわかる設計上の不備が多くあり改良、改善して現在に至った」と言われてきましたが、軽水炉と違って「もんじゅ」は特に危険なプルトニウム、ナトリウムを使用するし、暴走しやすく、暴走するととめられない。また高温で強度が弱く地震に弱いとのことです。少しでもナトリウムの取り扱いや設計上の不備があったら取り返しがつかなくなります。

安全性については、慎重の上にも慎重を期し完璧でなければ二度と動かしてはならないのが「もんじゅ」です。

基本設計を見直して、ナトリウムを完全に封じ込めることができるという確信がもてなければ運転をさせてはならないと考えます。

以上 報告書(案) 2 - 2 ナトリウム漏えい対策について意見を述べます。

No. 38 (郵送)

住所：敦賀市

「改造工事を行ったもんじゅは、工学的に十分な安全性を持つ設備であると判断する」という本報告書の結論は、もんじゅを運転すれば事故・故障は起こるかもしれないが周辺の環境に深刻な影響を与えるような重大な事態には至らないよう収束できる、ということであり妥当な結論であると考えます。

先進国の中でも際立ったエネルギー資源小国であるわが国においては、高速増殖炉技術が将来のエネルギー問題を解決できる可能性の最も高い技術であり、かつ同時に地球温暖化を防止できる技術でありますので、これを着実に開発していく必要があります。従って、もんじゅをできるだけ早く再起動して、運転経験を積みながら不具合を克服することにより、将来に向けて社会に信頼される高速増殖炉技術を確立していくことが望ましいと考えます。

No. 39 (郵送)

住所：敦賀市

- 1、報告書(案)3-2結論P39、4行目の「『もんじゅ』全体の安全性について...
から、14行目「.....と本委員会は判断する」までについての意見

「あらゆる角度から慎重に調査・検討を重ねた結果」、とあるが、この文言は独善的で不適切である。

理由

本委員会の委員はたったの6名で、専門分野は限られていること。そのため外部から説明を受けたが、国側やサイクル機構が主であり、学識経験者については批判的な立場の学者は殆ど含まれていない偏ったものであったこと。また18回の会合の内容から見ても、「あらゆる角度から慎重に」などと言えるものではない。

「『もんじゅ』は工学的に十分な安全性を持つ設備」と断定することは問題である。

理由

で述べているように、少数の委員による、偏った構成の説明を参考にした審議で「『もんじゅ』は工学的に十分な安全性を持つ設備」と断定していることに疑問を感じず。それほど安全な設備なら、なぜ多くの先進国が「安全性に問題がある」として高速増殖炉から撤退したのか。「もんじゅ」立地はなぜ過疎地なのか。住民としては納得できない。

「安全」の文言を用いるとしても、「検討の範囲内においては」と限定すべきである。

- 2、報告書(案)3-2結論P39、18行目の「また、仮に異常や事故が起こったとしても、住民に無用な不安を与えないための情報公開と通報連絡体制の充実に引き続き取り組むことが重要である。」についての意見

意見

情報公開と通報連絡を急ぐのは、行政や住民が事態を正確に早く知り、必要な対応を速やかに講ずることを可能にするためである。情報が不安を与えるか否かは別問題である。(案)のように「無用な不安を与えないため情報公開と通報連絡体制の充実」をすとの考え方は、誤った考えで、不安を与える情報は隠すことにもつながる。

住民は故障や事故について「知る権利」を持ち、事業者は速やかに「知らせる義務」があることを確認したい。

この部分は、次のような内容が適当と考える。

「また、異常や事故が起こった場合は、正しい情報を速やかに住民に知らせることが出来るよう、情報公開と通報連絡体制の充実に取り組むことが重要である。」

No. 40 (郵送)

住所：京都府京都市

もんじゅナトリウム火災事故の後、事故と旧動燃による事実隠ぺい事件の重大性から、栗田前知事は新潟・福島県知事と共に「改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要である」と、原子力政策を根本から見直すよう提言しました。

それを受け、2001年5月、福島県は「福島県エネルギー政策検討会」を設置し、2002年9月「中間まとめ」を出し、三県知事提言を骨格によりつっこんだ形の問いかけをされています。

貴委員会は、三県知事提言がしている「もんじゅ火災事故の重大性」の基本認識の上に立って、審議され、最終報告を出されようとしているのか、御意見をお聞かせ願います。

No. 41 (郵送)

住所：神奈川県相模原市

P5. 「国の安全審査...検討したい。」とありますが、見解などを外部に求めた先別の委員会は次のようになっています。

サイクル機構：第3回、第4回、第5回、第7回、第11回、第12回

原子力安全・保安院；第8回、第13回、第14回

原子力安全委員会；第13回

学識経験者；第10回、第16回

このような方法で安全性への疑問を無くすことができるのでしょうか。P28、運転中ではピンホールやクラック型の貫通した損傷は非常に小さなリークによって検出することになるということですが、高温ラプチャ現象までの時間は大丈夫でしょうか。必要十分な精度をもつ検査方法が無い機器を動かすというのは技術的にみてゆるされることでしょうか。特に危険が大きい「もんじゅ」について、今回の(案)ではまだ不安は残ります。

No . 4 2 (郵 送)

住所：福井市

例えば医療において自分の体を手術してもらう場合、立派な医者（専門家）がそろって十分な説明を受ければ、安心して手術を受けられるように、原子力についても、多数の専門家が工学的に十分に安全で且つ改造工事によって更なる安全性が向上したと太鼓判を押されている以上、私達は信じて受け入れて将来の為にも前に進めていただきたいと思えます。

しかし、裁判を起こしても反対をする人がいて、それを又、工学的に立証する専門家がいることには、少し不安を感じます。

国は、その人達にも安心出来るような安全対策をハッキリした形で出していただきたい。例えば、将来においてでもミサイルが発射されても瞬時にして核部分を覆うとか万一の事故があっても放射能が外部にもれないようにドームで囲む等、多額の費用がかかっても誰もが納得できる安心を打ち出してほしいです。

又、説明会等には女性や子供は参加していないので、もっと将来のエネルギーについて真剣に考えてもらうよう母子の会や、子供の集まりにも「もんじゅ」の必要性を教えていただきたいと思えます。

No. 43 (郵送)

住所：愛知県名古屋市

(蒸気発生器事故の危険性)

高速増殖炉の致命的問題は冷却材に液体ナトリウムを使わざるをえないことにある。熱交換の効率をよくするために、蒸気発生器の細管は 3.5～3.8 ミリメートルの肉厚のパイプである。薄肉であるから高温にさらされて高温ラプチャ(高温破裂)が起こる。そのとき、百数十気圧の水(蒸気)がナトリウム中に噴出する。安全審査では4本破断が最大の事故だと想定しているが、1987年イギリスで起きた原型炉の事故では、破断して10秒以内に39本が破断し70本が変形した。動燃はこのような「高温ラプチャ」を知りながら科学技術庁にも安全委員会にも報告していなかったことが、裁判で明らかになった。

この種の事故は1991年に関西電力の美浜原発2号機で細管破断事故として記憶されているが、冷却水喪失事故になる一歩手前であった。これは軽水炉であったが、同じ事故が高速増殖炉で起これば、ナトリウムと水が爆発的に反応して、さらに爆発性の高い水素ガスが発生する、そうなれば軽水炉とケタ違いの大事故になるだろう。

アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスが高速増殖炉から撤退したのは、ナトリウム漏えい事故での、放射性物質の放出の危険を除去するには莫大な費用がかかり、採算が合わないと判断したからである。

(炉の暴走による炉心溶融の危険性)

ナトリウムが一部で沸騰して気泡が発生すると、炉心の核分裂反応が増加する。ナトリウムが炉心から失われても同じである。高速増殖炉には「自己制御性」がなく、常に暴走の危険性をかかえている。

一次冷却材流量喪失事故は電気系統の故障で冷却材ポンプが停止したような場合にもおこる。軽水炉のような緊急炉心冷却装置はついていないのでブレーキのない車両のようなものである。この事故によって、放射性物質が大量に外部に放出されて、チェルノブイリのような、重大事故になる危険性がある。

炉心崩壊事故については、アメリカの原子炉災害研究者リチャード・ウエブ氏のシナリオがある。第一の核暴走の後、局所的に散発的に起きていた燃料の溶融が、炉心燃料部全体で一斉に同調して起きるようになって、炉心全体の噴き上げ、ナトリウムの蒸気爆発による溶融燃料の急激な押し下げ、第二の核暴走という展開で事故が進み、途方もなく大きな爆発を起こすことが予想される。

(耐震性の疑問)

高速増殖炉の配管の構造は、炉の特性から耐震性がきわめて弱い。500 を超える高温で運転されるため、停止時との温度差による伸縮を吸収する必要があるので、配管は曲がりくねっている。また、配管の肉厚は熱の伝導効率を上げるために薄くしてある。このため地震の振動によって容易に破壊される。

地震にさいし原子炉格納容器や原子炉が耐えたとしても、配管類が破壊すれば安全性は確保できない。複雑な配管類の強度は耐震性に関しては、根拠のある計算もシュ

ミレーションもできていないであろう。千数百トンのナトリウム溶液が速い速度で配管内を流れているのであるから、地震で破壊されたら大事故になるであろう。

琵琶湖の北部から若狭湾にかけては、活断層が密集しており敦賀断層からは10キロメートル程度しか離れていない。

(核燃料サイクルは中止すべきである)

高速増殖原型炉は核燃料サイクルの要である。しかし、世界の趨勢はこの路線は採算に合わないとして撤退した。日本だけが巨額の投資をして再処理工場を建設しサイクルを実現する計画である。しかし、再処理、高速増殖炉というサイクルは不経済であって、電力会社も本音ではそろばんに合わないと思っているが「国策」という政府の方針に逆らえずに公言を控えているだけだろう。

また、イギリスやフランスの再処理工場の周辺では小児白血病が多発していることは、よく知られたことである。六ヶ所村の再処理工場が稼動したら、放射能による周辺住民の被曝は恐るべきものになるであろう。

いま日本の原子力産業は、「核燃料サイクル」という大きな「荷物」を降ろすという選択をするべきである。

No. 44 (FAX)

住所：大阪府豊中市

9月26日付けの報告書(案)の冒頭の「はじめに」という文章を読んで、大変びっくりいたしました。今年1月の高裁判決を受けて審議した結果、判決で指摘された3点の問題点について、「現実的に起こりうることを想定しなくてもよいという結論に達した」とあります。そして「もんじゅ」は、工学的に十分安全であると結んでいます。

これまで重大な事故が起こるたびに言われていたのですが、「想定外の事故」という言葉です。けれども、今回はっきりと想定しなくてもよいと言っているわけですから、万一その3点に関わる事故が起こった場合、県と委員会の責任は非常に重大です。「想定外の事故でした」という言い訳をしないなら、委員会はそして福井県は、どういった責任の取り方ができるのでしょうか？

いのちの重さを肌を感じつつ、改めて検討を繰り返されることを切に望みます。

この報告書のまとめ(3-1 委員会の意見)を読むと、実にたくさんの今後の課題が羅列されています。そのひとつひとつの課題は一朝一夕では到底実行できる事柄ではありません。これらは積み残しの課題であり、これらの実現なしには、安全は確保できないと言っているに等しい内容です。これらが実行されるかどうかの確証はないにもかかわらず、3-2の結論では、「改造工事を行った『もんじゅ』は工学的に十分な安全性を持つ設備であると判断する」と結論づけています。「更なる改善」を求めて結んでいます、それは万一のときの言い訳にはなりません。

あまりに積み残しの課題がたくさんあることを、委員会は意見の中で述べている、そういうふうに取り出すことができます。このままでは、報告書は不安材料でしかありません。

ここで結論を出すのではなく、改めて検討を重ねていただきたいと考えます。

No. 45 (FAX)

住所：大阪府池田市

(意見の概要)

ナトリウム高速増殖炉 (FBR) の熱媒体として使用することについて。

(理由)

ナトリウム媒体 (500 以上の) として実用化されている例を教示されたい。フランスの高速増殖炉 (フェニックス) でもナトリウム漏れのトラブルによる問題が解決したと聞いていない。また、太陽熱利用の研究においてもナトリウム事故により各国とも計画を中止したと聞いている。(香川県仁尾の研究も同様の理由で中止されたと聞いている。

(意見の概要)

蒸気発生器・過熱器の安全性について。

(理由)

高速増殖炉 (もんじゅ) の蒸気発生器・過熱器は、通常の軽水炉に比較して非常に複雑な配管形状であり、その伝熱管は溶接により分岐・接続されており、その点検・補修は、どう考えても困難であり、長期の使用に耐えがたいと考えられる。これについて、点検・補修など、安全性を確保されるのか教示されたい。また、設計・製作から 10 年以上経過した、これらの機器について新たな知見があり、それによる未知であった危険性が明らかになった事柄は無かったのでしょうか。

(意見の概要)

高速増殖炉 (もんじゅ) は、どのような事故やトラブルにも、安全・確実に収束できることが、これについて。

(理由)

事故やトラブルは、考えられないような思いがけないことの重なりが原因となり、考えてもいなかった経過を経て重大な事故となるのである。未知の事柄 (判っていること・判らないこと・気づかなかったこと) のあることを反省し、細心の注意と気配りがあって、はじめてやっと安全が保てるのではないか。

No. 46 (FAX)

住所：大阪府箕面市

大阪府箕面市の住人です。福井県民ではありませんが、距離的に近く、かつ電力大費地の住民にたいして意見をださせることが必要ではないでしょうか。

1995年事故当時、卒業論文で原子力発電をとりあげた学生たちは700kgの金属Naの漏えいのすざましさをはじめて知り、恐ろしさに驚愕し、とにかく放射能もれがなかったことは不幸中の幸いと安心するとともに原子力発電の安全性、高速増殖炉の特殊性について勉強しました。

原子力工学科の学生ではありませんから専門的、学問的なことは理解できませんが、高速増殖炉技術は軽水炉技術と比べものにならないくらい未完成と考えていいのではないかということでした。まだまだ基礎研究としてしなければならないことが沢山あるのではないかと。今後の事故は本の指先のことといった専門家がいましたがその指先のことでもできないし、そして、それがチェルノブイリ級の大事故になる可能性があるということでした。

2003年の「もんじゅ行政訴訟」の高裁判決でわたしたちはホッとしました。イギリス・フランス・ドイツ等の各国で高速増殖炉から撤退している理由はなんなのでしょう。安全性、経済性において今、高速増殖炉を推進する理由がないからと普通の人は考えます。もんじゅをやめてもっと有効なエネルギー技術の開発に力を入れるようにして下さい。

「もんじゅ安全性調査検討委員会」の結果について福井県民だけでなく広く公表して全国の各専門家、活動団体の意見を聞いて下さい。

No . 4 7 (F A X)

住所：福井市

数年前「もんじゅ」を見学しナトリウムが漏れ、床が腐食した実態とその原因につき説明を聞きました。事故は起こしてはいけない、しかし「もんじゅ」の本質に係るような事故ではない、素朴な思いでした。

2度目の見学で、事故の直接原因の温度計改良について説明を受け、安全への真摯な取り組みを知りました。「安全性検討報告書」を読み、県民の不安や疑問に耳を傾け、学識経験者の意見も聴取し、「もんじゅは工学的に安全、改造工事を行うことで安全性はさらに向上する」との判断に安心を覚えます。

太古より人類は自然災害を克服することに叡智を絞り、治山治水として自然を共生、活用する知恵を手に入れました。科学についても同じです。

エネルギーの確保が課題である我が国にとり、「もんじゅ」を通して原子力活用の大切な知恵を得ることは真に重要、この報告書を尊重し一日も早い改造工事の着工を県が認可することを望みます。

「何が分かり、何が分からないか*」「何ができ、何ができないか**」長年産業界に身を置いて品質管理の出発点で時のトップから繰返し問われた言葉だ。報告書の結論にある「本格運転までに確立すべき事項」よりも、もっと広い視野で頭書の字柄のリストアップが必要と思う。いままでに全く視野に入っていなかったことをつとめて視野に入れようとする姿勢が、従事者のあらゆる感覚・思考をとぎすませ`想定外`の事故を未然に防ぐ一助となる。`大事に至らなければ`新技術だから事故はあってもやむをえない`という姿勢はもっての他と思う。

<具体例>

* 「これこれの品番、ステンレスのことが分かったと思ったことは、炉ができて以来一度もありません」いつも懼れて対しています（某電力会社技術者）

** もんじゅ蒸気発生器（および過熱器）の欠陥検出装置開発ないし精度向上

科学技術分野の展開のめまぐるしさから見て、安全審査のとりあげ方や判断が20年も変わらなくてよいとは考えられない。新しい知見や技術があふれていよう。

高裁判決を待つまでもなく`安全審査の見直し`を国が自主的に行なわれなかったことは、思えば大変不思議だ。

動燃 核燃の申請にまかせていたいというのなら、独立した安全チェック機関とはいえない。

本委員会も国の基準に従って、安全確認を行なっただけでは県民の安全・健康は守れまい。現在ただいまの知見・技術のレベルにおいて新しく分かったことで、国が見落としていることをたくさん見つけて、国の視野のせまさを正すことも、現地現物をかかえる地の利のある県の委員会の仕事ではなからうか。

国へ若干は物申しておられる由だが、もっと抜本的にやるべきだと思う。

この報告書を見ても、もんじゅの蒸気発生器について「安心」という気持ちになれない。

最初、原型炉としての使用は短期と見て設計したと思われる。蒸気発生器は検査も精度が出ず、修理もむずかしそうな構造だ。長期間使うのはコワイ。

本委員会報告は、安全審査指針通りにチェックされたのだから「単一故障」を採っての評価だと思う。またすべての部品は設計通りに加工されていることが前提と思う。多数の溶接もさしたる瑕疵がないものとして評価されていると思う。しかし複雑精緻な蒸気発生器で、絶無とは言い切れない「複合故障」があれば、場合によってスパイク圧 - その反射波が複合増大しないか？ 否、単独故障でも、中間熱交換器の極薄の管壁にキズがあれば、スパイク圧の弱いエネルギーでも、こわれることが絶無だろうか？ 制御棒は一瞬ではおろせない。委員会は、国の筋書き以外の現物のもんじゅを評価してほしい。

どうしても、蒸気発生器が心配なのである。「安心」できない。不透明な部分がここに群をなしている。SWAT3-RUN16は1981年に実施-科技庁への報告は1994年。実に13年後だ。PFR事故は1987年だが、国がこの高温ラブチャを知ったのは1994年とのこと。1998年、佐藤安全委員長は高温ラブチャについて「私は知らなかった」と証言したと記憶する。20年ぶりに公開された16部会のメモも議事録が無く、経緯が分明とは言いがたい。

もんじゅ火災の時の「事故かくし」はいまなお記憶に新しい。そのとき、地元の人が「かくすのは、ナンやぐあいかわるいから、かくすんじゃ」と言っていた。

情報開示を、はるかに早くし、もっと住民に分かりやすくもっと透明だと感じるようにしてもらわないと「安心」にはほど遠い。暗雲の中に、まだ暗い情報がありそうに思うなど、この部分にはモヤモヤが多すぎる！！

もんじゅのナトリウム漏えい事故のあと（翌年1月）、三県知事の出された意見を知って、ようやく、原子力村でなく一般社会に通う物の見方を首長さん方が述べられたと感じたのを、今でもはっきり覚えている。それには同事故を「安全確保の根幹にかかわる事故」と、重大なものとして述べられていた。

本委員会の基本的な考えとして、この点で前知事と同じかどうか、おたずねします。

No. 49 (FAX)

住所：三方郡三方町

私はもんじゅの安全性検討委員会の傍聴を6回ばかりさせていただいた頃長男が入院、後死亡のため以後出席できませんでした。会議の度に通知書や議会資料をお送りして下さいありがとうございました。

今度の報告書を読まさせていただき特に私が提起した寛文の大地震に関する結論を見せていただいてもまだ安心できません。国の安全委員会や各専門学者の建物や設備に関する部分は安全だと強調されても尚次の疑問が生じます。

1. 大地震が他の天災と複合して起き、原子力の自動制御が出来ない状態の中で従業員技術者各位は果たして冷静な処置ができるかどうか？
2. ナトリウムと水の接近交錯した細管が地震のゆれで少しの損傷も出来ないと言えるだろうか？小さくても損傷があれば大事故になります。
3. 長い細い制御棒やこれを案内する案内管に絶体振動で狂いが生じることがないと断言できるだろうか？
4. 天災に対しても絶対に安全だと言いきれるのは人間のオゴリだと私は思います。安全だ安全だと繰り返しながらかつてのナトリウム漏れなどを起こした事実を反省すべきだと思います。

以上まだまだ原子力の内容を知るにつけ不安が増大するばかりです。しかし心配ばかりしていても時代はどんどん進みます。そこで私は知事・市長・議員この問題の担当者の人々にお願いがあります。今、国は東海・南海地震をおそれて予知観測網をはりめぐらせ防災訓練を国をあげて実施しています。

若狭にはすでに日本社会に貢献しつつ老朽化した原発が密集しています。若狭にこそ予知システムを完備し国の安全をはかるべきです。

福井県の政治家・市・原子力担当者は東海・南海以上の予知システムを国に求めこれを条件に「もんじゅ」を検討していただきたい。

地震対策は、発生するまで原子炉を止める事だと思っています。

No. 50 (FAX)

住所：敦賀市

1. 基本的に報告書（案）に賛同いたします。
2. なお、報告書（案）で気のついた点を以下に記載いたします。

「3.まとめ3-1 委員会の意見 4)高速増殖炉の安全性」に、「制御棒の長寿命化について研究開発を進めること」とありますが、この研究開発を進めることには異論はありませんが、高速増殖炉の安全性とは直接関係がないと思われるので、削除されてもよいと思います。

「同上 9)第三者委員会の必要性について」の記載におきまして、第三者委員会の位置づけ、設置の必要性がいまいちと思います。この点をもう少し議論いただき、例えば福井県に報告義務のある今回のもんじゅ安全性調査検討専門委員会のような位置づけにされるのか、国・原子力安全委員会に報告義務のあるものにされるのか、それとも国・県のいずれでもなく純粹に学会なり、第三者機関のようなところで公開・報告するようなものにされるのかを提言されておくべきだと思います。但し学会なり第三者機関のようなところで公開・報告するようなものにした場合その位置づけが非常にあいまいなものになりかねませんので注意を要すると思います。また第三者委員会のメンバー構成についてあらかじめ決めておかないと、何かあってから決めるというのではなく速やかな対応が期待できませんので、その点についても大よその構成案を決めておくべきと思います。

3. その他個人的な意見として、もんじゅは核燃料サイクル技術開発の一環で開発が進められているものであり、今後の世界・日本のエネルギー事情を考えた場合に非常に重要な科学技術開発と考えています。今回の貴委員会の報告等を踏まえて、速やかなもんじゅの改造工事着手とそれに引き続く試運転再開を行って、日本が世界に貢献しうる科学技術として早期に核燃料サイクル技術を確立されることを望みます。

No. 51 (FAX)

住所：茨城県日立市

茨城県に在住する者です。茨城県も福井県と同じく原子力発電所やその関連設備並びに研究・開発施設等数多くの原子力施設が設置されています。

今回、福井県のもんじゅ安全調査検討委員会の報告書を読まさせていただき、同じ原子力施設と共存・共生している者としての意見を下記致します。

1. 今回、県の委員会が極めた報告書は、名古屋高裁判決、推進派・反対派の感情的意見等に左右されること無く、委員会独自の検討及び安全性に対する突っ込んだ評価がなされており報告書が述べている結論は妥当なものと判断いたします。
2. 私個人としては、今回の委員会の結論を支持いたします。
3. 茨城県も種々の原子力に係る研究・開発施設があり、地元住民として将来的な不安や心配が無いわけではありませんが、原子力事業者と地元住民(県民や市町村)との間の信頼関係を尊重しながら、共存・共生の道を歩んできています。
4. 福井県の「もんじゅ」も研究開発段階の原子炉であり、運転再開後も大小のトラブル(事故)は起きているものとかんがえねばならないと思います。大事故が起きないように日頃からどのような配慮・注意をするのか?事故が起きた時に如何に被害を小さくするのか?を事業者と地元(県・市)とで協議会等を設け、定期的に議論し、お互いが情報を共有して将来ともに共存・共生の道を歩んでいくことが大切です。
5. 「もんじゅ」の早急な改善工事着手、更には早期に運転再開をお願いしたい。

No . 5 2 (F A X)

住所：敦賀市

- 1 . もんじゅの安全性について、県民意見を十分に聞き、また国、JNC の説明を受けて県独自に調査検討した結果は、十分説得があり、県民に安全・安心感を与えました。
- 2 . あとは委員会の意見について1つ1つ着実に実行する事が大事と思います。特に人に係る分野での安全性・信頼性のさらなる向上が確実に図られるような仕組み作りをお願いします。
- 3 . もんじゅは世界の研究施設として注目されています。大きな理由も無くいつまでも判断を先延しする事は県益、国益に反すると思います。

No . 5 3 (F A X)

住所：大阪府堺市

「もんじゅ」再開の是非から検討をなすべきなのに再開が前提になっていること自体に対して不振を覚えずにいられません。

「もんじゅ安全性調査検討委員会」なるものは、文科省、保安院、原子力委員会から真に独立した意見を持つことができるでしょうか。

委員会を信頼しろと言われても過去の事例からも困難である。「もんじゅ」に批判的な立場をとっている科学者達を委員会のメンバーに入れることは出来ないのか、検討していただきたい。

No . 5 4 (F A X)

住所：大阪府堺市

「高速増殖原型炉もんじゅ」に対して不安をもつ一主婦で、もんじゅ安全性調査検討専門委員会に対し疑問を持つものです。

この委員会の顔ぶれを見て、公平な人選なのか疑わしい思いです。片寄っているように思えてなりません。

もっと幅広く、批判的な立場をとる研究者、学者などを加えて議論すべきではないでしょうか。そして、もっともっと時間をかけて慎重な討議がなされなければいけないのではないのでしょうか。

そうでなければ、はじめに「もんじゅ再開ありき」でいくら「安全」を声高く言われても不安をぬぐい去ることが出来ません。

科学を過信せず、謙虚な気持ちで、いま「もんじゅ」が本当に必要なのか人類にとって何が大切なのかを考え、その意味からも人選の不公平さに疑問を禁じえません。

今、このまま結論を出すことは、拙速すぎるのではないのでしょうか。

No. 55 (FAX)

住所：小浜市

「はじめに」と「結論」(P39)における重大な欠落

「改造工事を行った『もんじゅ』は、工学的に十分な安全性を持つ設備であると判断する。」 - この「結論」を裏返せば、ナトリウム火災事故を起こした現在の「もんじゅ」は、「工学的に安全性を持」ち得ていなかったということである。

たった一本の温度計の折損が、「工学的」にもいかに多方面に、連鎖的に、深刻な実害をもたらし、高コストの「改造工事」を要する、「高速増殖炉の安全性確保の根幹にかかわる重大事故」(三県知事の見解)にまで発展したかは、周知の事実である。その事故ではかりしれない衝撃を受けた「県民の視点」を尊重されるならば、「今後まったく異常や事故が起こらないということではない」などと安易に公言すべきではなからう。

「はじめに」と「結論」のみではなく、「報告書(案)」の基調に欠落しているのは、あの「重大事故」に対する県民の不安の共有と、「工学」専門家としての謙虚な反省ではなからうか。

高裁判決が「無効」としたのは、現在の「もんじゅ」の「設置許可」である。しかし判決は、「改造工事」の許可申請の内容も、「審査の瑕疵と認めた具体的事項を是正するに足るものではない」と厳しく指摘している。そして、「安全審査」の「全面的なやり直し」を明確に求めているのである。

「判決」に対する委員会の審議と判断は、不公正のそしりを免れない。被告側の説明だけを受け、原告側のそれは要請しようとしなかった。その上、先の判決の指摘には目もくれず、もっぱら「改造工事を行った『もんじゅ』を想定しながらの批判に終始し、「結論に達した」のは、いかにも公正を欠いている。

県民の立場・視点を擁護すべき委員会としては、高裁判決(最高裁が国の上告申立てを「受理」しなければ、確定する可能性も)を真摯に再検討するべきで、「改造工事」を急ぐサイクル機構や国に、地元・福井県としての“お墨付き”を与えるべきではない。

「県民の意見を聴く会」の開催を！

委員会が、当初、「県民意見の募集」をふまえて、「県民の意見を聴く会」を開催されたことは評価したい。

2年余の審議を経て、本「報告書(案)」への意見公募をされているが、それらを反映した「報告書」をまとめられる以前に(まとめられた後の「説明会」ではなく)、ぜひ前記のような「県民の意見を聴く会」を開催していただきたい。400字以内に制約された文書だけでは伝え切れない、県民の直かの声・意見を聴取され、対話・質疑応答につとめていただくよう切望するしだいである。

「炉心崩壊事故」の再検討を（P 10～P 11）

「炉心崩壊事故が起きたと仮定しても、原子炉容器、原子炉格納容器は破損せず、周辺住民の安全を脅かすようなことはない」という、委員会としての断定的な「判断」は、はたして真に科学的であろうか。ドイツで数千億円を投じて建設された高速増殖炉が、運転開始前に解体された背景には、推進派と懐疑派の科学者たちによる安全解析の比較が行われたはずである。

「もんじゅ」のナトリウム制御もさることながら、核心はプルトニウム問題である。プルートー（冥土・地獄の王）にちなんで命名した科学者の初心（「もんじゅ」の命名で自他を欺くことは許されない！）に、当事者は常に立ち戻るべきだ。従業員や周辺住民等に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を汚染するなどの「深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため」（最高裁）高裁判決や原告側の厳密・詳細な検証を、委員会はぜひ虚心に再検討されることを強く要請したい。

「第三者委員会」の内実について（P 38）

第三者委員会の必要性や設置は否定しないが、その構成や性格には十分留意すべきであろう。

本委員会のように、批判的な専門家・研究者が排除されてはならない。県民が推せんするメンバーを加えることは必要条件である。また、「公開の場で審議」すると提言されてはいるが、第三者委員会の委員の中に、専門外の市民・県民を加えることも検討してみる価値はある。専門家の「安全」と一般市民・県民の「安心」とのギャップを埋めていく、それは貴重な試みにもなるはずだ。

しかし、何よりもまず、「予期しない異常や事故」を将来起こしかねない、拙速な「改造工事」を容認することよりも、高裁判決の真摯な再検討をこそ、本委員会としては心がけていただきたい。

1. もんじゅ安全性調査検討専門委員会の構成が適切ではありません

原子力の専門家が多数委員に選任されているものの、安全工学や防災工学の専門家が委員に含まれていないのは大きな欠陥です。防災に関する工学的な、または心理学・社会的な専門家が委員に含まれていれば議論をもっと深まり、異なった側面からの検討も行われ、その結果、結論も異なったものになった可能性があるからです。また肝心の県民の代表が含まれていないのも大きな欠陥です。専門的な問題に関して素人の市民に何がわかるかと思われているのかもしれませんが、最近、日本の裁判制度において陪審員制度の導入が検討されつつあります。これは一般市民でも十分な情報を与えられれば人間の運命を左右する重要な問題についての確な判断を下すことができるという考えを前提にしたものです。専門的な問題は専門家のみにかせよというやり方はデモクラシーの理念に反するものである、しばしば一部の専門家による視野のせまい独善的な結論を生み出しています。

2. 核燃料サイクル開発機構には信頼のおける内部告発者保護制度が必要です

『誤りは勇気を持って正す』などの行動憲章を定め、意識改革を推進しているとの事ですが（報告書 36 頁）、果たして憲章を定め意識改革を推進するだけでサイクル機構の体質は本当に改善されるのでしょうか。これまで原発関連施設で事故や不祥事が起きるたびに安全意識の向上などの対策が唄われてきましたが、それでも東電の一連のトラブル隠しに典型的に見られるように事故や不祥事が跡を絶っていません。意識改革を唄うだけでなく実効性のある手段が講じられていなければ、唯のお題目に終わりがねません。原発に限らず企業や行政の不祥事はこれまで勇気ある内部告発がきっかけで露見しています。『誤りは勇気を持って正す』ことができるためには、具体的には、十分に信頼のおける内部告発者保護制度を設けることが必要不可欠です。このような制度が存在していなければ多くの職員は勇気を持ちたくても持つことができないでしょう。

3. サイクル機構の真の改革のためには外部監察または外部評価が必要です

報告書 36 頁にはサイクル機構改革のための様々な対策が列記されていますが、果たしてこれらの対策がどの程度実効性を有しているかは不明です。これらの点を明らかにするには独立した外部の機関による厳正な査察や評価が不可欠です。サイクル機構に限らず、組織の改革や改善に関する評価が内部の関係者のみにより行われる場合は評価が甘くなりがちであり、日本の行政機構などの官僚組織が自浄能力をまったく欠いており、内部的な査察や評価に限界があることは、神奈川県警の不祥事をきっかけに設けられた警察刷新会議の場で外部監察制度の導入が強く主張されたことから明らかです。（この制度は警察側の強い抵抗にあい、結局は導入されませんでした）。サイクル機構が真に社会的な信頼を回復しようとしているならば、このような制度を積極的に導入すべきです。

4．炉心崩壊事故が起きてても容器の破損は生ぜず安全という推論は疑問です

報告書 23 頁に炉心崩壊事故が起きてても、原子炉容器、原子炉格納容器は十分に頑丈にできているので破損することはなく、従って周辺に放射能が放出されることはないとされているが、これは都合の良い勝手な推論に過ぎない。スリーマイル島原発は空港近くに位置するためにその格納容器は飛行機の墜落にも耐えられるように他のどの原発よりも頑丈に作られていたにもかかわらず、炉心溶融の初期の段階にまで至った同原発の事故に際して、周辺に放射能が放出されていたことは周知の事実です。また原子炉容器の底にひびが入っていたことも後に判明しています。この事実から、炉心崩壊が起きてても容器は頑丈だから大丈夫というのはまったく恣意的な推論に過ぎないといえます。大きな破損はなくても小さなひび割れや破損箇所から放射能が周囲に漏れ出る可能性があります。頑丈だから大丈夫という乱暴な議論が通るのであれば原子炉の安全審査など全く意味がありません。

5．事故時のヒューマンエラーはどうやって回避するのですか？

報告書 23 頁に「事故時には...ヒューマンエラーが発生する場合がありますので、その点も考慮して、運転管理に万全を期すことが重要である」とあるが、これはただ当然のことを記したに過ぎません。問題はどうやってヒューマンエラーを防ぐか、どのようにしてヒューマンエラーを最小限に留めるかということです。その具体的方策や方法論が存在していなければ「運転管理の万全を期す」といったところで、それは単なる飾り言葉に過ぎません。航空機の世界では、操縦に際してのヒューマンエラーを防ぐために様々な努力が払われていますが、その方策のひとつとして事故が起きた場合、事故原因の徹底的な調査が行われています。原発に関しては、そのような努力がまだまだ不足です。安全性について机上の推論を重ねるだけでなく、いま一度、スリーマイル島原発やチェルノブイリの原発事故、その他の重大な原発事故の原因、実態、経緯を謙虚に学ぶ姿勢が必要です。

6．安全性評価にセコンドオピニオン方式を導入すべきです

近年、大型の公共工事の費用・便益性や原子力、遺伝子組み換え作物・食品などの先端技術の必要性・安全性については、専門家の間でも、その立場によって、評価が大きく異なっているというのが現実です。医療の場では、ある病気の診断や治療法に関して、患者が主治医以外の別の医師の意見を求めるいわゆるセカンドオピニオンの方式が日本でも広がりつつあります。このように別の専門家や関係者の意見を求めるという手法は、不確定な要因が多い判断を下すことが容易でない問題について結論を得ようとする場合にきわめて有効な現実的手段と考えられます。おそらく「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」の場合も、開発推進の立場に立つ専門家が大半を占めており、その意味では偏った結論が導き出されている可能性があります。より客観的な判断を行うために、この委員会の結論について、独立した別の立場に立つ専門家の判断を求めるのが賢明であると考えられます。

No . 5 7 (F A X)

住所：大阪府枚方市

P 2 5 蒸気発生器の安全性について

英国は、PFRの40本破断事故以降、安全性を保つためには膨大な経費がかかることから撤退した。

又、「もんじゅ」の安全審査時には、動燃の実験による高温ラプチャが隠されていたことは大変重大。

英国の事故、動燃の実験をもっと詳細に県も調査すべきだ。

No. 58 (FAX)

住所：三方郡美浜町

質問事項1 「委員会の審議の方針」(P5)について

もんじゅに批判的な研究者の見解を真摯に聞くという謙虚な姿勢が見られない。批判的な研究者達がもんじゅの事故を危惧し、社会に警鐘を鳴らしてきた。そういう人たちにこそ耳を傾けなければならない。

京都大学原子炉実験所におられた小林圭二氏の意見を聞くことについて、スケジュールが取れないという理由で止めてしまった。小林氏はもんじゅの危険性を強く指摘しておられた。

そういう人たちの批判的な視点を正面から受け止めた上で、委員会の見解を出すべきであったと思う。やり方が拙速であると思う。委員会の見解を伺いたい。

質問事項2 「第三者的な視点」について(P5)

「国の安全審査とは別に、第三者的な視点で検討したい」という記述がある。結構なことである。しかし、ちょっと待って欲しい。座長の児嶋眞平氏は福井大学の学長である。

福井大学は、大学院に安全工学を設置するよう国に働きかけてきた。そしてその要望はかなえられたと聞いた。このような人が座長におさまる委員会が、どうして「第三者的な視点」を持ち得るのだろうか。

こんな事をやっているから、県民はその結果を信用しないし、安心を感じられないのだと思う。委員会の見解を伺いたい。

質問事項3 「ナトリウム漏えい対策」について(P15)

もんじゅの事故が起きる前に、ナトリウム漏えい対策について敦賀の動燃事務所に質問したことがある。「床には鉄板がしかれていて緩やかな傾斜が付けられているので、漏れたナトリウムは特定の場所に流れ込み、皆さんが心配するようなことにはならない」というものであった。

もんじゅの事故は、それが真っ赤な嘘であったことを示した。なぜそんなことがまかり通るのか。

情報が公開されず、実機レベルの、きめ細かな実証試験がなされていなかったことにある。

国の主張と住民の疑問、不安が折り合えなかった場合、計算上のデータや、推進側の研究者の意見聴取だけでなく、情報を公開し、実機レベルの実証試験によって説明すべきであると思う。委員会の見解を伺いたい。

質問事項4 「ナトリウム漏えい対策」について(P15)

もんじゅのナトリウム漏えい対策は、全く予測し得ないところで起きた。事故とは、本来そういうものであると思う。

大きな口径の配管の下に、構造物が取り付けられていないかどうか。取り付けがあるのであればナトリウムの飛散防止がなされているのかどうか。全く記述がない。も

もんじゅ事故の教訓が生かされていないのではないか。委員会の見解を伺いたい。

質問事項5 「制御棒」について（P22）

制御棒が機能するスピードについての記述がない。フランスのフェニックス炉において、出力が急激に変動する状況が発生したことがある。制御棒が機能する速さについて問題はないのか。

質問事項6 「原子炉の安全性」について（P22）

冷却材中に気泡が通過する場合がありますとすれば、カバーガスの巻き込みによるものであるから、それは機器の設計で考慮してある。しかし「国の安全審査では、このような設計上の考慮を無視し」、気泡が炉心を通じた場合の出力解析を行っている。その結果をみても、もんじゅは安全であると述べている。全く問題ないということである。

冷却材の沸騰はないのか。気泡が生ずる原因は、カバーガスの巻き込み以外に絶対はないのか。この重要な内容について、どのような人の意見を聞いたのか。あまりに楽観的な結論の導き方に恐ろしささえ感ずる。委員会の見解を伺いたい。

質問事項7 「炉心崩壊事故評価」について（P23）

「炉心崩壊事故評価については、ドイツ、アメリカ、日本などの国際協力の中で、解析コードや得られた知見等の情報が共有されている」ということであるが、「解析コードや得られた知見等」は一般に公開されているのか。

公開されていないのであれば、リスクを計算することさえ出来ない。委員会の見解を伺いたい。

質問事項8

もんじゅの蒸気発生器の物理的条件は軽水炉と比較してとても厳しい。軽水炉の事故を身近に見続けてきた者として、伝熱管の検査精度、溶接箇所、形態、複雑な二種類の蒸気発生器を考えると、この位置で深刻な事故は避けられないと思う。

委員会の審議結果を読み、委員会の意見を見ると、なんと曖昧な結論かと感じざるを得ない。議論が浅い。責任感が薄い。単なる「聞き取り調査」を行っただけではないのかと、率直に感じる。委員会の見解を伺いたい。

質問事項9 「蒸気発生器の検査装置」について（P27 - 28）

委員会の審議結果を読むと、ピンホール型や細かいクラック型の伝熱管損傷検査の精度が低いことを認めている。制度の悪さを早期の漏えい検知システムでカバーするとも述べている。そして、欠陥検出の精度を上げて、信頼性の向上を図るべきだと主張している。

多重防護の「原則」の放棄である、きわめて危険な考え方だと思う。委員会の見解を伺いたい。

質問事項10 「耐震安全性」について（P33）

耐震安全性についても、実機レベルで、老朽化材料を使った実証試験が必要である。

そういう設備を模擬して多度津で実験しているのか。

多度津の実験施設が実証試験として評価されているが、三次元の地震波を表現できる設備なのか。それができないのなら、わざわざ評価してみせること自体、意図的であると思わざるを得ない。委員会の見解を伺いたい。

1. 「もんじゅナトリウム火災事故」の受け止めについて

福井、福島、新潟3県知事が「ナトリウム火災事故」直後に内閣総理大臣へ提言した意見書は、「事故は、高速増殖炉の安全性確保の根幹に関わる大事故である」と指摘している。多くの県民は、この見解を高く評価し、その後の原因究明の事故調査を見守った。

ところが、タスクワークや安全委員会の中には、「重大事故」を否定し、「事故ではない」「故障に過ぎない」としか認識していない人たちもいる。こうした事故評価の違いは、当然再発防止策に投影されるので、重大な視点となるはずだ。

3県知事が表明している「もんじゅ火災事故の重大性」について、貴委員会として
の見解を明らかにされたい、重大と認識されないなら、その理由を明確にされたい。

2. 「ナトリウム燃焼実験」で起きた事態は、「もんじゅ」では起こりえないかのような結論について（報告書案P15 - P16）

「ナトリウム火災事故」直後に、私たち原子力発電に反対する福井県民会議は、国や動燃による事故調査内容をチェックするために、原子力関係の研究者に委託し、「『もんじゅ火災事故調査』検討委員会」を設置した。そして「あの事故が湿気の多い真夏に発生していたら、大火災の可能性もあった」との検討結果を公表した。その可能性があることを旧動燃の技術者も認めている事実がある。

このことを検討した上で、「ナトリウム燃焼実験」で起きた床ライナを貫通するよ
うな事態は、起こり得ないと結論したのかどうか、明らかにされたい。

3. 渦電流探傷検査法について

「もんじゅ」の蒸気発生器伝熱管で供用されている「渦電流探傷検査法」について、報告書案は「ピンホール型や細かいクラック型の損傷については、現状の技術では正確に検出することはできない」と明確に認めている。その一方「運転中にピンホールやクラック型の貫通した損傷が生じた場合には・・・早く検出して適切な措置を行うシステムになっている。」としている。

E C Tの検出精度の欠陥が明らかであるのに、この程度でよしとされるのか。関西電力美浜2号の蒸気発生器伝熱管破断事故を経験している福井県民にとっては、瞬時破断の悪夢を忘れる事はできない。

蒸気発生器伝熱管の損傷が深手を負うまでわからないのでは、住民は運転中の不安
を常に脅えなければならない。貴委員会の見解をきかせて頂きたい。

4 . 「多重の安全防護により十分な安全裕度をもつよう設計されている」の結論について(報告書案 P 3 9)

設置許可変更申請(2002年)の安全審査は、安全評価の解析で「2次冷却材漏洩事故」では、原子炉補助建屋に設置される圧力開放ダンパとヒートシンク材、「蒸気発生器伝熱管破損事故」では、水漏洩検出設備と内部保有水・蒸気の急速ブロー設備の各機能が考慮されている。これらはいずれも、設置許可変更申請書に記載された「安全上の機能別重要度分類」にはいっさい含まれていない。

現行の「発電用軽水型原子炉施設の安全評価審査指針」に記載された「5・2安全機能に対する仮定：想定された事象に対処するための安全機能のうち、解析に当て考慮することができるものは、原則として『重要度分類指針』において定めるMS-1に属するもの及びMS-2に属するものによる機能とする。」に明らかに違反しており、これを欠いた安全評価は無効であり、「十分な安全裕度」の判断は誤りではないか。

貴委員会の見解を明らかにされたい。

5 . 「異常や事故が発生したとしても、・・・万一事故に至ったとしても安全・確実に収束できる」(報告書案 P 3 9)について

発生する異常や事故はどのようなものを想定し、どのように収束するのか。何を根拠に想定したのか、安全・確実に収束できるとの判断基準は何か。
具体的に説明されたい。

6 . 単一故障の仮定について

「高裁判決を受けて、委員会としても、その内容を精査した」(報告書案「はじめに」)としながら、判決が「設計基準事象の解析における単一故障の仮定の有無などについて看過し難い不備がある」と判断した重要点について、報告書はまったく触れていない。

単一故障の仮定に関し、どのような精査をしたかを明らかにされたい。

7 . 炉心崩壊事故の安全評価について

高裁判決は「5項事象として選定された炉心崩壊事故は、決して空想の出来事としてではなく、現実に起こりうる事象としてその安全評価がされなければならない」(判決文 P 3 2 7、P 3 2 8)を判示した。

今年7月に情報公開された20年前の「もんじゅ」安全審査に当たった安全委員会16部会の記録では、「事故よりさらに発生頻度は低いが、結果が重大であると想定される事象」として、旧動燃・科学技術庁が提出した表題「技術的には起こるとは考えられない事象」を訂正している。

位置付けが異なれば、結論も違ってくるはずであり、委員会として、16部会審議の内容を検討したのかどうか明らかにされたい。

No. 60 (FAX)

住所：大阪府豊中市

< 意見 1 > 温度計の破損と交換、及び結論 (3 - 2) について

温度計が折損してそこからナトリウムが漏れることは想定外であった。機械工学が分かれば見落とすはずがない、温度計についての基本的かつ初歩的な設計の誤りであったと聞いている。温度計の設計を改善したとしても、膨大な部品で構成される原子炉で他にどんなことが起こりうるのか、想定できないことが多々起こるはずだ。その組み合わせや重なりで事故に発展するのではないか。

「想定したことが起こるのは事故とは言わない」と佐藤一男・元安全委員会委員長も裁判で証言したと記憶している。安全性調査検討専門委員会は、事故が起こっても安全・確実に収束できる設備であるとして断言できるのか、専門家が断言するだけに見逃すことはできない。住民や国民に被害を与える事故が起きた時に専門委員会の児嶋眞平・若林二郎・柴田俊夫・中込良廣・堀池寛・榎田洋一の各氏は責任をとるおつもりか、説明して下さい。

< 意見 2 > 報告書 (案) に抜け落ちています

原子力安全委員会が独立した機能を持たないと批判されることが多い中で、国の「もんじゅ」設置許可に当たっての安全委員会の安全審査の関連資料が20年間も非公開にされたままだったというのは、安全を保てるかどうかについての説明責任を全く果たしていないことで信用ができない。この問題について報告書 (案) は全く触れていないが、なぜか説明して下さい。またその非公開だった資料の内容を説明して下さい。

< 意見 3 > 福井県をお願いします

95年のもんじゅ事故の時、福井県と敦賀市が主体的な判断によって現場に立ち入り、何が起こったのか現場検証されたことは印象に残っています。2次被害の可能性もあるかもしれないのに、国よりはるかに素早い判断と行動力は住民を守る自治体の責任を果たすためと受け止めました。またその行動は後に99年、JCO事故の際に国が判断を出せない中で東海村村長が避難を呼びかけた決断にも、もしかして影響を与えていたかもしれません。

今、「もんじゅ」の安全審査に司法の判断が出たにもかかわらず、強引に改造工事が行われようとしているこの時こそ、再び県の主体的な判断が求められています。大きな危険を冒してまであえて急いで「もんじゅ」を進めるのか、歴史に残る岐路に日本はあるのではと考えます。賢い判断をお願い致します。

1) 高速増殖炉実用化の可能性について

2000年11月策定の最新の「原子力研究開発利用長期計画」では、高速増殖炉の原型炉に続くはずの実証炉と実用炉の計画に関する記載がまったくなくなり、「もんじゅ」の原型炉という呼び名は文字通り名前だけのものになって、高速増殖炉計画の見直しは完全に不透明になっています。

ところが、本報告書(案)タイトルには『高速増殖原型炉もんじゅ』とありますが、専門委員会では「もんじゅ」をどのように位置付けているのでしょうか。貴委員会では、現在でもなお高速増殖炉の実用化が実現可能であると考えておられるのでしょうか。

2) 「思わぬ異常や事故」とは？

報告書(案)3-2結論には、「思わぬ異常が発生したとしても、(中略)安全・確実に収束できる施設である」と書かれていますが、「もんじゅ」では具体的にどのような思わぬ異常や事故が発生する可能性があるのでしょうか。

どのような異常・事故が、どのような場合に(どのような原因で)起こり、それがいかにして安全に収束できるのかを、委員会で検討された具体例ごとに、判断の根拠をできる限り分かりやすく示して説明してください。

3) ナトリウム漏洩火災事故の評価について

95年12月に発生したナトリウム漏洩火災事故について、当時の栗田知事は、新潟、福島知事とともに連名で国に提出した提言のなかで「高速増殖炉の安全確保の根幹にかかわる重大事故」との認識を示しています。

ところが、その後、「あれは事故ではない、単なる故障だ」等々、三県知事の提言に示された認識を否定するような発言があちこちで出ています。先日開催された「もんじゅ」シンポジウムでも、「そもそも高速増殖炉はナトリウムが漏れるもの」という趣旨の専門家の発言がありましたが、貴委員会はナトリウム漏洩火災事故の重大性について、どのように認識されているのでしょうか。

4) 「床ライナに穴があくことはない」という判断について

報告書(案)2-2(2)1)漏洩ナトリウムの影響(16ページ)において、旧動燃が行ったナトリウム燃焼実験の二回目で床ライナに穴があいたことについて、実験は特殊な環境下だったとして「もんじゅ」では「床ライナに穴があくことはない」と結論しています。しかし、空気中の水分量が多い夏季にナトリウム火災事故が発生したら、穴があく可能性があるのではないですか。

この問題に関して、どのような検討をされたのか、具体的に説明してください。

5) 炉心崩壊の可能性は、仮想に過ぎないのか

報告書(案)2-4(2)7)炉心崩壊事故評価(23ページ)において、炉心で核爆発が起きる炉心崩壊事故を、安全余裕を確認するために敢て仮定する仮想事故として扱っています。

しかし、「もんじゅ」の設置許可申請を認可するにあたって原子力安全委員会は、仮想のものとしてではなく、「発生の可能性は小さいが、もし発生すればその影響が重大な事故」として、炉心崩壊事故を評価していたのではないのでしょうか。発生の可能性が否定できないからこそ、一般の軽水炉の安全審査ではやらない炉心崩壊事故の解析が、「もんじゅ」では必要になるのではないですか。

6) 炉心崩壊事故の評価について

「もんじゅ」の安全審査では、「炉心で核爆発が起きても上蓋が一瞬持ち上がるが、すぐに閉じてナトリウムは290kgしか漏れない」という想定になっています。

しかし、どうして配管類がまったく破損しないと保証できるのですか。また、上蓋の外は空気なのだから、たとえ一瞬でも炉内の高温ナトリウムと空気が触れれば大爆発が起きませんか。

たとえ「仮想事故」であるとしても、事故解析の際の想定はあまりに非現実的ではないのでしょうか。実験はできず、コンピュータ解析だけが頼りなのですから、もっと厳しい想定で解析するべきだと考えますが、この問題に関して、どのような調査検討をされたのでしょうか。

6) 行政訴訟の高裁判決について

今年一月の名古屋高裁の判決について、報告書のはじめに、「判決で指摘された3点の技術的な問題点について、...(中略)...いずれの3点も科学技術的には現実的に起こることを想定しなくてもよいという結論に達した。」とあり、高裁の判決を真っ向から否定しています。しかし、そもそも核燃料サイクル開発機構が基本設計に関わる設置許可申請を提出した事実そのものが、「もんじゅ」の基本設計には重大な欠陥があったことを示しているのではないのでしょうか。

このように考えると、私は、高裁判決は当然の内容だと思うのですが、貴委員会では高裁判決についてどのような検討をされたのか、報告書(案)の本文ではよくわからないので、もっと具体的に説明してください。

No. 62 (電子メール)

住所：大阪府大阪市

貴委員会は「もんじゅ」高裁判決を受けて、新たな知見により安全審査のやり直しを「勧告」すべきではないのか。高裁判決は「安全審査での調査審議及び判断の課程に、看過しがたい過誤欠落がある」と指摘している。

貴委員会も指摘しているように「安全性研究は・・・新たな知見が得られた場合は、必要に応じて解析評価手法や評価結果の見直しを行い・・・」でなくてはならない。これが安全を担保する最低の基本であるとすれば、イギリスの蒸気発生器伝熱管の事故。そしてすでに停止してしまっているフランスの高速増殖炉などの知見、そして、ナトリウム漏洩事故も含めて、もう一度安全審査を求めなければならないのではないか。

残念ながら貴委員会は万一重大事故が起こったとしても住民に責任を取らなくていいという立場にある。「情報の公開と客観性の確保」を求める貴委員会の意見は貴重だ。それだけに、核燃料サイクル機構からの説明を追認したものでしかない結論には非常に残念である。

No. 63 (電子メール)

住所：京都府京都市

報告書39頁に「万一、事故に至ったとしても、安全・確実に収束できる設備であると本委員会は判断する」とありますが、事故とはどのような規模を想定しておられるのか、またその対応はどのように行うのか、具体的におしえてください。でなければ不安です。

No. 64 (電子メール)

住所：東京都中野区

この検討報告書は、県民の意見を聞いて絞り込んだ検討事項について、検討の詳細が記されていない。改めて、それらを記した報告書を作成して、広く住民に問い直すべきである。この報告書では、もんじゅ改良工事に対するお墨付きを与えるための単なる手続きとの謗りを免れない。

その理由は、

13の検討事項のほとんどは、それぞれ対立する意見が出されているものであり、また、中には名古屋高裁判決で貴委員会結論とは反対の内容が指摘されているものがあり、検討の過程の詳細な公表がなければ、県民の視点に立って調査検討したとはいえない。

調査検討の過程では、わずか3名の学識経験者に地震および耐震安全性に関する意見を聞いたのみであり、それ以外は、当事者である核燃料サイクル開発機構および国からの説明である。報告書を読む限り、結論は、核燃機構らの説明を鵜呑みにしたものになっている。

No. 65 (電子メール)

住所：京都府京都市

意見：「安全」の採り上げ方が狭い

どの科学技術もリスクとベネフィットがあると言われていました。「もんじゅ」の安全性を検討する理由は「もんじゅ」が危険である潜在性を持っているからです。高速増殖炉は35年間開発されてきましたが、たった一時間の電気しか供給していません。現行原子力研究開発利用長期計画では商業化が何も具体的に示されていません。

また商業化に必要とされる第二再処理工場もまったく未定です。このような状況のなか、福井県民をはじめとする多くの人々を多かれ少なかれの危険にさらすのは社会的に「安全」と言えるのでしょうか？この問いに貴委員会は答えてください。

意見：意見募集の意見は最終報告書の審議に反映されると明記するべき

今回の意見募集は最終報告書に向けての審議にどの様に活用されるのか、報告書(案)では明記されていません。意見募集の位置づけを明記するべきでした。

貴委員会は今回の意見募集を受けた上で最終報告の内容を審議するべきです。また募集された意見の採用・不採用の根拠については最終報告書で説明するべきです。

以上の点を明確にする為にも、最終報告書を出す前に説明会を開き、説明会を経て最終報告を発行するべきです。

意見：安全審査の資料の公開を求めたかどうか不明

貴委員会は、原子力安全委員会が行った「もんじゅ」設置を認可した時の安全審査資料の公開を求めましたか？

又、貴委員会は「もんじゅ」の安全性を調査・検討された時の審議に、この資料を採用されましたか？

以上の資料は「もんじゅ」の安全性を調査・検討される上で重要な資料です。この資料を審議の対象にしたのか、または審議の対象として採用出来なかったのかを最終報告書に明記するべきです。

もし、以上の資料を求めなかったのなら、その理由を示してください。

意見：「もんじゅ」ナトリウム火災事故の評価が必要

貴委員会は1995年12月に起こった「もんじゅ」ナトリウム火災事故は重大事故であったという見解をされているのですか？？重大事故でなかったという見解なのですか？どちらなのか、明らかにしてください。また見解の理由を具体的に示して説

明してください。

福井県知事はこの事故は重大事故であったとの見解です。貴委員会の意見が福井県の見解とちがうのなら、何故「重大事故である」との見解が間違っているのか説明してください。

以上の内容を最終報告に明記して下さい。もし明記しなくてよいと判断されるのなら、その理由を教えてください。

意見：県民の視点で調査・検討したとはいえない

報告書の「はじめに」の7段落目には「県民の視点に立ち」調査検討をおこなったと書かれています。県民の視点に立つことを保証する為にどのような調査報告手段を取ったのか、具体的に最終報告書の中で説明して下さい。

貴委員会はとても県民の視点に立って調査・検討を行ったとは思えません。県民の視点に本当に立つのなら、「もんじゅ」を憂慮する多くの県民の視点を科学的に共有する科学者を参考人・助言者として諮問し、すべての検討項目において冒頭から意見を伺い、その証言内容に関して検討を行い、証言者・助言者とはことなる意見を貴委員会が見解として纏める場合、その理由を具体的に分かりやすく明記すべきでした。現行の案は一方的に国やサイクル機構の説明を受けているとしか見えません。これでは市民に納得できる報告書にはならないと思います。

意見：「回答は妥当であると判断」の裏付けが不十分

中間とりまとめ以降の審議概要（9ム12ページ）では繰り返し、「審議を行い、回答は妥当であると判断した」と書かれています。しかし、11ページに述べられている「炉心崩壊事故が起きたと仮定しても、原子炉容器、原子炉格納容器は破損せず*」の見解も含めて妥当であると判断した根拠（説明）が本文に十分に付け加えられていません。もし具体的に根拠を説明しているのなら、報告書の何処で説明しているのか示していただきたいです。最終報告で根拠を示し、分かりやすく説明してください。そうでなければ貴委員会の判断はとても市民には納得できるものにはならないです。

*23ページも同様、「炉心崩壊事故は工学的に起こりえないものとする」と書いてありますが、ここでもこの見解の具体的な根拠は示されていないです。これでは市民は納得できません。

意見：2次系ナトリウム漏えいしても大丈夫の根拠が不十分

16ページに書かれている2次系ナトリウムが漏えいした場合に床ライナに穴があくことはないと判断したと書かれていますが、具体的な根拠は示されていないです。最終報告書では示していただきたいです。（床ライナに穴があくおそれがあるという指

摘には根拠をもって反論していません。)

意見：報告書（案）は科学技術的に水準が著しく低い

結論（ページ39）では「『もんじゅ』全体の安全性について、科学技術的にあらゆる角度から慎重に調査・検討を重ねた結果、」と書かれていますが、いつ、何処で、どの様な方法で「あらゆる角度」から調査・検討を重ねたのか不明です。最終報告書の中で具体的に示してください。現行の案は大学生の論文に求められる裏付けのレベルは愚か、とても県の調査検討専門委員会に求められる水準には至りません。

意見：「改造工事後の『もんじゅ』は十分安全」の根拠を示すべき

結論（39ページ）では「改造工事を行った『もんじゅ』は、工学的に十分な安全性を持つ設備であると判断します」と述べられていますが、この根拠を示すべきです。最終報告書の中で具体的に説明してください。今のままでは市民は納得できません。

意見：「もんじゅ」は異常や事故が起こっても「安全・確実に収束できる設備である」の根拠を示すべきです。

結論（39ページ）では「もんじゅ」で異常や事故がおこったとしても、「安全・確実に収束できる設備である」と貴委員会は判断されています。どのような異常または事故が発生すると想定されているのですか？具体的に例を挙げて説明してください。

「万が一、事故に至ったとしても、安全・確実に収束できる」と書かれていますが、なぜ「安全・確実に収束できる」のか、色々想定される重要な異常や事故の例を採り上げ、それがどの様にして安全・確実に収束できるのかを分かりやすく、具体的に説明してください。

意見：県民から出ている意見に対応していない

貴委員会の報告書（案）は副題に「県民意見を踏まえて」と書かれているにも関わらず、県民から出されている意見（資料3・1-25ページ）の殆どに対応していません。例えばページ22にある以下の質問：△ 委員会の「役割とか位置付けがわからないので教えてください」△ 「児島座長は、長期計画策定にあたり「もんじゅ」を推進する意見を述べており、6名の委員ほとんどが推進の立場だと思う。これでは結論は、はじめから出ているのではないか」

最終報告書では対応していない意見・質問に対応すべきです。もし、これらの意見・質問に「対応している」という立場であるのなら、報告書の何処で対応しているのかを明記すべきです

1) 当検討委員会の委員の人選が偏っている。

委員の顔ぶれを見れば、最初に結論ありきであり、委員会設置の意図が透けて見える。

当委員会が招いた発言者は著しく偏っている。ほとんどがもんじゅ運転再開を常日頃口にしている人たちだ。「エネルギー政策研究所」発行の「エネルギー政策研究 特別号」には当委員会の委員2名と当委員会に招いた講師1名が寄稿している。判決を批判することは自由であるが、当委員会での審議、及び結論に重大な影響を与えた。特に児嶋座長はあちこちで批判を繰り返しているが、立場をわきまえるべきではないか。

当委員会の委員は科学者を自認する人たちばかりであるが、社会は科学者の判断や評価で動いているのではない。県民や国民が受入れるかどうかは科学者が判断するのではなく、社会が判断するのである。判決は司法の判断であり、社会の判断の一つである。

2) 当委員会は「改造後」のもんじゅを検討の対象としているが、設置当時(01年7月)にはまだ改造の「設置変更申請書」が出された直後であり、認可されたのは昨年12月である。そして、この認可を受けての「設工認申請」は翌日に出され、未だに認可はでていない。(10/28現在)

保安院の指導の下と思われる、設工認申請の一部補正は9月12日に出され、22日に保安院は「原子炉設置変更」許可後の詳細設計の確認結果を原子力安全委員会に提出した。これら一連の手続きは申請者と規制当局との二人三脚であり、当委員会の最終報告と軌を一にしている。

当委員会が対象とした改造後のもんじゅは既に原子力安全委員会 - 安全専門審査会 - 第103部会で「結論」を出している。これは当委員会13回会合で部会長である平岡氏を招いて説明を聞いたところである。しかし、この第103部会で何が、どのように審議されたのか公表されていない。「議事概要」にわずか触れられているのみで、議事録や速記録は残されていない。これでどうして改造後 = 原子炉設置変更申請書の審議内容が分るのか。当検討委員会は国の安全審査を先取りする形になっているのではないか。

3) 県が当委員会を設置したのは、95年12月のナトリウム漏洩火災事故を経験し、翌年1月の3県知事提言を国に提出した流れの中にあると考える。行政としては当然である。この提言の中では事故を「FBRの安全確保の根幹に関わる重大事故」であり、「もんじゅの安全技術論や地域問題にとどまらない、わが国の原子力政策における重大問題と認識する」ととらえている。

しかし当委員会はこの事故を「工学的」に許容される「事象」と考えているのではないか（結論の趣旨）。先日24日に開かれた県の安管協で当委員会委員は事故と3県知事提言との関連について、事故収拾の過程で重大事故であった、との趣旨の発言があった。これは県の事故に対する見解と大きく異なるものである。委員会としてナトリウム漏洩事故に対する見解、及び県会、敦賀市会にて説明された「研究開発段階であるから小さなトラブルは起るかもしれない」との見解の差異について明らかにされたい。

4) 高裁判決に対する当委員会の反論は3点に絞られるが、これは国の反論と論点・内容ともに全く差がない。

当委員会は「科学技術的には現実的に起ることを想定しなくてもよい」とし（はじめに）結論では「工学的に十分な安全性をもつ設備・周辺環境に深刻な影響を与える可能性を考えなくてもよい」としている。しかし「はじめに」と「結論」では事故に対する考え方が大きく異なる。「はじめに」では仮定を積重ねることを批判しているが、「結論」では「工学的見地」から事故発生の可能性までは否定せず、発生しても周辺住民に「深刻ではない」影響は与える可能性までは否定していない。これは当委員会が県会・敦賀市会で説明した内容でもある。「工学的」には当然であろうが、住民にとっては「深刻でない放射能被害」を強要することではないか。

そもそも原子力施設の立地めやすの指針では、重大事故の影響を考慮し、過疎地に立地するようになっている。

（原子炉立地審査指針では事故時の被曝のめやすとして2万人・Svとしている）

5) 「結論」で「住民に無用な不安を与えないために云々」としているが、住民が不安を感じるのは非科学的なのではなく、十二分に「理由」があるからである。92年9月の最高裁判決が示す「原告適格」とは住民の「不安」には「理由」がある、ということである。「無用な不安」とは「お上」の発想であり、また科学者の「奢り」ではないか。

6) 「水・蒸気系での改善策は原子炉の安全性の根幹に関わるものではない」としているが（14頁）軽水炉のようにECCSを持たないFBRでは2次・3次冷却系と空気冷却系の位置づけは安全性の根幹に関わるものではないか。「根幹に関わるものではない」理由を明らかにしていただきたい。

7) ナトリウム漏洩対策として床ライナーの健全性が重要であるが、安全審査ではこのライナーの厚みが示されていない。示されているのは「設工認申請書」である。この厚みが考慮されて初めてライナーの健全性が確認されるはずである。腐食速度は条件によって異なるが最大2.6mmの腐食と評価するのは緊急ドレンがなされた場合であって、漏洩量や形態、湿度、ドレン時間によっては最大5.5mmにもなるのではないか。ライナーの「健全性」が維持できる厚みは半分の3mmは必要ではないか。2.6mmとは「改善」した手順書によるのではないか。

8) ナトリウム漏洩対策として、緊急ドレンが条件だが、「設工認申請書」では配管の大口径化とホッレグ、コールドレグの分離が計画されている。(特に2次系ナトリウムオーバーフロー系)つまり、配管を大口径にし、熱衝撃を回避しなければライナーの健全性は確認できない、ということではないか。

又、サイクル機構は緊急ドレンの回数を7回で熱衝撃による健全性を評価しているが、当委員会ではその妥当性を評価せず、再評価を求めている(17頁)。特にホットレグ配管ではクリープ疲労損傷が考えられる。

ドレン開始までの時間、及びドレン時間が改造前 - つまり現在の状態より大幅に改善される。これで安全性が「一段と向上できる」(はじめに)のであれば、現行の原子炉設置許可処分がいかにおそまつであるかの証明になるのではないか。

9) 床ライナーと壁との干渉評価について、当委員会ではその妥当性について審査されていない。

おそらく初めて解析結果が公表されたのは昨年12月末の「設工認申請書」ではないかと思う。それによれば配管室(A-442)の北壁(熱膨張方向)ではギャップが420mmに対して熱膨張量は405mmとなり、余裕がない。(これは先日9月16日に「一部補正」され、さらに余裕は減少している。又、板厚の違いによる評価が加わった。)ナトリウム漏洩の条件が異なったり、事故収拾が手順書どおりに進まなかったらライナーの健全性は保たれないのではないか。

10) 高温ラブチャについて、当委員会は「改善」によって検出装置・安全装置が多重になっており、例えば水がリークしても高温ラブチャには至らない、と国やサイクル機構の見解を踏襲しているが(26頁)「改善」によってこれらの装置が多重化されたとしても、システムが余計に複雑化し、より信頼性が低下するのではないか。また手順書がより複雑になり、人的ミスを誘発する可能性もある。委員は「すべてが作動しないなどと考えていたら、施設は成り立たない」と言っていたが、想定していないことが起きるのが「事故」ではないか。

カバーガス圧力計と放出弁の増設は高温ラブチャ発生の可能性を認め、検出・安全装置の信頼性強化を意図したものでないか。

11) 動燃が大洗で実施したSWAT3の一連の実験では、条件によってはもんじゅでも高温ラブチャは起り得ることを示している。それを動燃は「ウエステージ型破損」しか申請書に記載しなかった。そしてこれは今に至るまで一貫している。当委員会ではこのSWAT-3における19回の試験結果を検討せず、多重防護により起らない、とした。(RUN-16ではガス加圧管24本すべてが破損)

しかし保安院が一昨年12月11日に、サイクル機構に対してSG計装へのカバーガス圧力計を記載するよう指導した。これは圧力計がすべてダウンした場合、圧力解放板だけでは中～大リーク(おおよそ2kg/sくらいの漏洩)の際、高温ラブチャーが発生する可能性があるとしたからではないか。(新評価法を用いても、伝熱管の厚みを4.0mmで解析すれば、圧力解放板だけでは10%給水～定格運転でも累積損傷和が1を越える)

12) SG伝熱管のECTはその精度が非常に悪いことは当委員会でも認めている(27-28頁)。テストピースの欠陥は巾10mmで10~50%以上の減肉でないと分らない。特に蒸発器の管外面、下降管部、バンド部では50%である。ましてやキズやクラックは検出できない。これでは実用レベルにあるとは言えない。サイクル機構が提出した資料ではピンホールで板厚比95%でないと検出できない(クロモリ鋼外面提出資料6-12)。

ECT以外の方法も開発中のようだが、当委員会では明らかにはされなかった。破損時の収束はもちろん大事だが、それよりまず伝熱管の検査精度の引上げ-第2世代の検査装置の実用化が先ではないか。

13) 当委員会16回会合ではN氏を招いて「炉心崩壊」についての説明があり、N氏及び当委員会はもんじゅでは炉心崩壊は起り得ないし、もし発生したとしてもPV、CVが破壊されることはあり得ない、とした。(10-11頁、22-23頁)しかしFBRにおいては炉心は正のボイド効果であり、高速中性子のため反応度の変化は極めて早い。もんじゅでも事故解析では20%のアルゴンガスを巻込んだ場合、0.3秒で1.6倍に出力が上昇している。89、90年には仏フェニックス炉で原因不明の出力変動が発生している。

「5項事象」についてはDBEの安全裕度を確認するため、としているが、正のフィードバックであるからこそ「5項事象」(3項目)を考慮すべきだが。

No. 67 (電子メール)

住所：京都府京都市

『1次系ナトリウムが漏えい事故を起こした際には従事者の被曝を前提としなければ対応できないのではないか』

定期点検など時間的に余裕もてる場合には作業現場雰囲気の線量率を下げてから実施するという程度は可能なのかも知れないが、早急にその原因を特定し対応する必要がある。1次系ナトリウムの漏えい事故に際しては、その余裕が犠牲にされ、作業従事者に被曝が強要されることを避けられないのではないか。

『炉心崩壊事故の評価について保守的な立場に徹すべきである』

結局のところ、炉心崩壊事故については工学的に起こり得ないものとして、炉心溶融に至った最悪の場合に発生しうるエネルギーに対して、原子炉容器および原子炉格納容器が耐えうるのかを明らかにしていない。

保守的な立場に徹して、そういった仮定のもとで検討を行うべきである。そうでなければ「安心」は得られない。

『高速増殖炉計画の実現性について検討されていない』

もんじゅは高速増殖炉の原型炉に過ぎず、高速増殖炉が実用化されるためには、その後継炉はもちろん、新たな再処理工場の建設も必要となってくる、それらの実現性の目途はまったく立っていない。加えて、経済的に採算が合うのかもおいに疑問である。これらについては、国のエネルギー政策とも関わることなので、県レベルを超えたもっと広範な議論が必要であろう。

長期的な見通しの中で、その必要性がきちんと位置づけられない限り、もんじゅの改造工事はそもそもその意義を失ってしまう。

『福井県がこの報告をもってもんじゅの改造工事を了解することは越権行為である』

名古屋高裁が安全審査の過程で重大な誤りがあったと指摘したわけだから、もんじゅ安全審査指針を更新し、もう一度安全審査をやり直すことが一番公正なやり方である。逆の判決が出た時には、それを権威あるものとして原告らの主張を圧殺するくせに、この判決に対する被告らの無節操ぶりは目に余る。改造工事を強行することは、高裁判決を空文化させることに他ならず、三権分立の精神を踏みにじるものである。

もし福井県がもんじゅの改造工事の了解という形で国やサイクル機構の逸脱した行為を追認するというのであれば、それは県を被告とする行政訴訟におても、敗訴の際には判決を無視する可能性を自ら示唆するものであり、県行政としてあるまじきことであると自覚して欲しい。

No. 68 (電子メール)

住所：茨城県日立市

「2 - 9 その他 2) 高速増殖炉総論」について

総論としては、県もんじゅ委員会の結論を支持したい。

しかし、本報告書でも、「もんじゅ」の存在価値であるわが国のエネルギー政策について広く一般市民が納得できる議論があったほうがよいと思った。議論の過程で当然あったと思うが、この報告書では分かりにくかった。

このような議論は県もんじゅ委員会の場ではないかもしれないが、これら入口論についていろいろな場で広く理解が得られれば、安全性を確保しつつ「もんじゅ」再開することにはより国民的理解が得られると思う。

これで終りにしないで、必要性を色々な場で議論・検討・説明していただく努力を継続してください。

その上で、「もんじゅ」は、将来のわが国のエネルギー安定確保ために必要であると考えるので、ここに報告された安全性確保のための努力を継続しつつ再開を決断していただくようお願いしたい。

No. 69 (電子メール)

住所：茨城県水戸市

貴県が、独自に設置された、「もんじゅ安全性調査専門委員会」の報告書(案)を仔細に亘り読ませて頂きました。先ずは、2年2ヶ月に亘る委員会活動に対し、深甚の敬意を表します。

<意見>

委員会の検討は、もんじゅの再開後に、事故(Na ろう洩)は「起こらない」「起こしてはならない」との姿勢でなされている。それはそれで良いのではあるが、一方、先行炉である、フランスのフェニクスや、スーパーフェニクスでは、累計 20 数回の Na ろう洩を起こしており、そのうち数回が火災に繋がっていることを考えれば、もんじゅが唯の一度しか、ろう洩事故を起こさないと考えるのは、工学的には非常識である。従って「もんじゅは再開後も Na ろう洩は起こりえる」との観点に立った検討が不可欠であり、その観点での Approach が、本委員会報告では弱いと思われる。そこで下記を提案する。

第一に、フランスの先行両炉での事故・不具合を、もんじゅに几帳面に 1 対 1 で反映し、対策後のプラントでは、同様なことが殆ど起こりえない事を完璧に Trace しておくことである。(勿論、系統・機器構成が全て、同じではないので、全ての反映は無理ではあるが。)

貴報告書 P9 書かれている「安全文化のためには、事故に学ぶという姿勢が非常に重要である」ことの、まさに実践である。

第二に、再開後、「Na ろう洩」「Na 火災」が生じうることも織り込んで、地方自治体や、マスコミに、可及的速やかにそれを抑制する対応が充分なされているが故に、'95/12 の事故のように、「大騒ぎにしない」で冷静に対応することについて、事前に充分な説明をし、理解を得ておく努力を確実にしておくことである。

再度の大騒ぎになれば、「原子力全体が否定される」ことに繋がりがねないからである。

No. 70 (FAX)

住所：三方郡三方町

(意見 1) 結論にある「異常や事故」について

結論に書いてある「今後全く異常や事故が起こらないということではない。」の中の異常や事故とはどのようなことをいうのか説明してほしい。また、1995年のもんじゅナトリウム漏えい事故はこの異常や事故の範疇に入るものか教えてください。

私たちは県民は、事故に敏感です。異常や事故が起こるといわれればそれだけで拒絶反応を示します。納得の出来る説明をお願いします。納得できるものでなければそれだけでこの報告書(案)は認めることが出来ません。

(意見 2) 「はじめに」にある『開かれた委員会』の姿勢について

「委員会は、公開で開催し、・・・『開かれた委員会』の姿勢を貫いてきた。」と書いてありますが、県民意見や委員会の傍聴者(議員を含む)から再三にわたり発せられた「批判的な学者を呼んで審議してほしい」との要望を聞き入れてもらえなかった。(結果として)はじめにに書いてある内容と現実との違いを感じ、この事は委員会の審議内容及び結論に大きな影響を及ぼしていると思います。報告書を出す前にこの点を顧みて下さい。

(意見 3) 「はじめに」にある『県民の視点に立ち』について

「もんじゅの安全性について、『県民の視点に立ち』、科学技術的な調査検討を・・・工学的に十分に安全であるという結論に達した。」と書いてありますが、当委員会が取った姿勢は、確かに県民意見を取り上げていますが、意見を出した人の気持ちに立って審議したとは思えません。どうしてこんな意見を出したのだろうかということを考えるかどうかで審議内容により深みが出るものと思います。形だけの『県民の視点』では県民の安心を得るものにはならないと思います。報告書を出すまでに県民の声を生で聞く機会を設けて報告書に反映させて下さい。

(意見 4) 「炉心崩壊事故」について

第16回委員会で検討された「炉心崩壊事故」について、元動燃で働いておられた学識経験者より説明を受け、委員会として「炉心崩壊事故が起きたと仮定しても、原子炉容器、原子炉格納容器は破損せず、周辺住民の安全を脅かすような事はない」と判断した。(報告書案：P10、P11)とあります。が、批判的な立場の学者の意見を聞くことなく結論を出したことは、委員会独自に調査審議を尽くしたとは思えません。(報告書案：P23の炉心崩壊事故評価の中味も前述の元動燃の学識経験者の意見そのものである)この点も報告書を出す前に顧みて下さい。

(意見 5) 委員会での調査検討の内容について

結論(報告書案：P39)の上から4行目に「『もんじゅ』全体の安全性について、科学技術的にあらゆる角度から慎重に調査・検討を重ねた結果、『もんじゅ』は多重の安全防護により十分な安全裕度を持つように設計されている。」とありますが、「科学

技術的」とはどう言うことか、また「調査・検討」の具体的内容についてわからないので解りやすく説明してほしい。また委員会独自で調査したものがあれば示してほしい。そのことが理解できないと結論の納得が出来ません。そのためにも報告書を出す前に県民に対して説明会を開いて下さい。

(意見 6) 「腐食量は床ライナ厚さの半分程度」について

報告書案：P16の上から7行目から9行目の「漏洩ナトリウムの影響」についての判断として「溶融塩型腐食が起きたとしても、腐食量は床ライナ厚さの半分程度に抑えられることから、床ライナに穴があくことはないと判断する。」と書いてあります。この判断は何によるものなのか示してください。(具体的に)床ライナがあくかあかないかでは天と地の違いがあります。もんじゅのパンフレットには数値を示さずに安全ですと書いてあるものが多くあります。この報告書案はそうであってほしくありません。この点についても報告書を出す前に県民に説明して下さい。

No. 71 (郵送)

住所：三方郡三方町

三方町老人クラブの機関紙「町老連」の原様が投稿に、朝日新聞のコラムに木村光一が水上さんと在所との一文をのせて...若狭をこう書かれたので、一言申し上げたく...若狭は・・・生活が貧困とありますが・・・自慢できるほど自然が豊で食べ物がおいしいところです。野草を積んで料理し、・・・都会に住む孫は美味しいと舌づつみを打ちます。海の幸も豊富で早春の若布の味はまた格別です。そしてどこにも負けないのは暖かい人情でありまし。

この豊かな海の幸を、放射能漏れ事故で、汚染させ、若布を原料として商売できず、原電で買い取っていただいた事件がありました。敦賀で開かれた「もんじゅ シンポジウム」に2回参加させて頂きましたが、日本のエネルギー対策について発言が多く、想定される事故との対策についての学者としての責任発言は乏しい、原発はなぜ危険か、岩波新書、田中三彦はその著書で、いま、敦賀1号機をそっくりそのままコピーした原発を作っても、国はその設置を認めないだろうと記している。

質問 1

パネラーの神田氏は、ナトリウム漏洩事故は少なくないと発言しているが、もんじゅの想定事故その対策について、マニュアル化されていたか伺いたい。異常事故とその危険性とその想定事故との対策について、国から県、設置市に対して明らかにしていたのか。

質問 2

もんじゅは研究開発の段階、いわゆる実験炉であり、技術者の養成を含む技術の継承と向上を強調されたが、たとえ実験炉であっても伊方判決は遵守されるべきであり、文学書は、軽い事故のように言っているが、もんじゅ安全審査の誤りであり、大災害の可能性を含んではいないことを認め、名古屋高裁判決となったと思うが、委員会はナトリウム漏洩事故を、高速増殖炉の重大事故と考えないのか。

質問 3

炉心崩壊事故が起こるためには、外部電源が失われるというような初期異常に加えて、信頼性の高い安全装置の多重事故が発生することを想定し、...安全審査において、...「放射性物質の放散が抑制されること」結果を得ており、安全に問題ないと確認したとしているが、ドイツにおいては同じプルトニウム燃料を使う高速増殖炉の、炉心爆発事故の危険性があるとして、州政府が許可しなかったと聞く、爆発事故想定、安全基準に違いがあるのか、それとも基本設計が違うのか、技術等レベルに違いがあるのか。私たちの豊かな、町をチェルノブイリ化しないで下さい。

No. 72 (電子メール)

住所：武生市

「工学的に、もんじゅは安全である」と、本当に思っていらっしゃるの？名古屋高裁の判決趣旨を、しっかり読みかえして下さい。ここに同じ内容の文章を書いてもしかたないですから。

もし、万が一にも事故が起きても・・・と、安全性調査検討報告書(案)に書いてあります。工学的に、予想出来ないほどの危険で大規模な事故だったらどうするつもりですか？誰が、責任をとるのですか？

血液製剤の事件のように、皆責任転嫁しあうんじゃないでしょうか？

原子力は、夢のエネルギーでもクリーンエネルギーでもありません。事故を起こさなくても、放射能を海や空にまきちらしてます。リサイクル？高危険度、高コストで再利用には無理です。しかも、高レベル放射性廃棄物を処分出来ますか？ガラス固化体を地中深く保管に信頼性はありますか？

県民の一人としての意見は、「もんじゅ」を廃炉にしてほしいです。

No. 73 (電子メール)

住所：敦賀市

< 34頁の主な県民意見5項目及びその回答について(高速増殖炉総論) >

(2-9その他)

もんじゅ反対派の意見を取上げ、“世界的に見て高速炉開発が進められている”と簡潔に述べられています。簡潔なのは分かりやすく良いように思いますが、推進派の意見も含め高速炉の必要性を述べた意見(資料3-20頁)等も取り上げていただきたい。

双方の意見を踏まえ、地球環境問題(化石燃料による地球温暖化、オゾン層破壊)、化石燃料&ウランの限度量、太陽光発電・風力発電の経済性及び現実性、エネルギー資源の乏しい日本、高速炉開発の世界の情勢などを是非紹介いただきたい。

専門委員会で議論されたことだから専門的なことに終始しても良いように思われがちだが、一般人は素朴で・簡潔で・分かりやすい説明がどこかにないと見向きもしなくなり、“事業者&反対派がまたやり合っている!”と人ごとみたいになり、県に対する不信感も募らせるようになると思います。

(意見募集期間外に寄せられた意見 (FAX))

住所：東京都

- 1 . 「県民意見を踏まえて」とありますが、報告書を読むと、とうてい県民の意見・不安提案を踏まえてとは感じられません。この報告書の作成にあたっては、主に「もんじゅ」の開発担当者である核燃料サイクル開発機構の話を前提に書かれているようです。「県民の意見を踏まえて」というのではなく、「核燃料サイクル機構意見を踏まえて」と書きなおすのが正しいタイトルだと思います。直せないのなら、カットするのが良いと思います。このままだと、報告書に書いてある委員会の意見があたかも県民の多くの意見に添ったものであると誤解されてしまいます。福井県民の方の良識を疑わせることになるタイトルはやめるべきです。
- 2 . 委員会の意見は、県民から出された意見とはまったく反対の考えが大部分です。単に報告書に文章で意見を求めるだけでなく直接、県民意見を聞く場を設定すべきだと思います。もちろん1回だけやって形式的に処理するのではなく、県民が納得するまで何十回でもやるべきです。改造工事も運転再開も急ぐ必要はまったくないのであります。
- 3 . 高裁判決の重要な点は、「もんじゅ」の安全調査が不十分であった、審査項目に抜けがあったということです。報告書ではこの問題がまったくふれられていません。これらは極めて異常です。単独項目として審査すべきことで無視することは許されないはずで。
- 4 . 「工学的に安全性を持つ」とは、周辺の環境に深刻な影響を与える可能性を考えなくてもよいということでもあり、今後まったく異常や事故がおこらないということではない。とあります。周辺の原発では大事故の発生すなわち周辺の環境に深刻な影響を与える可能性があることで住民の避難訓練もしています。もんじゅは大事故を起こさないで避難訓練は必要ないという考えなのでしょうか。「もんじゅ」ほど事故を必ず起こす前提で動かそうとする核施設はいまだかつてなかったのではないでしようか。
- 5 . 「もんじゅ」は現在、性能試験の段階であり～設計で考慮した性能や機能が満足されていることを十分確認する必要があるとあります。95年の事故は出力40%で発生しました。出力100%になったらなにが起ころのか、まさに実験です。95年のように100%になる前に事故が発生するかも知れません。実験的施設の割りにはあまりにも巨大です。事故が発生してあたり前だという考えをくり返し書いていますが、大事故になった場合は、私が住む東京にも大量の放射能が飛んでくるでしょう。私は「もんじゅ」で死にたくはありません。「もんじゅ」を廃炉にできず、運転再開すれば福井県は廃県になることでしょう。「もんじゅ」廃炉をもとめます。

(意見募集期間外に寄せられた意見 (FAX))

住所：東京都

県民ではありませんが、これまであまりにも社選なことが行われているので、意見を言います。まず、専門的な立場から「もんじゅ」を安全だと判断した安全性検討専門委員会の委員ある、児島眞平（座長）、若林二郎、柴田俊夫、中込良廣、堀池寛、榎田洋一らの責任は未来永却免れるものではないことを、明らかにしたいと思います。そして、県民の疑問、不安の意見を聞いて慎重に判断したということですが、非常に疑問です。いまだに、県民だけではなく全国から「もんじゅ」の不安は解消されずにいます。徹底的な県民からの疑問や不安に県民にわかるように説明したのでしょうか、疑問です。なぜ「もんじゅ」を運転しなければならないのか、はっきりとした理由は不明のままです。このままでの運転再開は、許されるものではありません。この報告書をもとに、徹底した議論、不安、疑問解消のため、県民などとの討論をするように願います。